

神 流 町  
災害廃棄物処理計画骨子案

令和8年 3月

神 流 町



## 目 次

第1章 総則.....	1
第1節 計画策定の背景及び目的.....	1
第2節 計画の位置付け.....	1
第3節 計画の対象.....	2
第4節 各主体の役割.....	4
第5節 処理目標期間の設定.....	5
第6節 災害廃棄物処理の基本方針.....	6
第7節 発災後における災害廃棄物処理実行計画の策定.....	6
第8節 災害時における廃棄物対応.....	7
第9節 災害時に発生する廃棄物の処理の流れ・スケジュール.....	9
第2章 組織体制・情報共有.....	12
第1節 組織体制の確立.....	12
第2節 情報収集・連絡.....	13
第3節 関係主体との協力・連携.....	13
第4節 各種協定.....	15
第5節 受援体制の構築.....	15
第3章 生活ごみ・避難所ごみの処理.....	18
第1節 生活ごみ・避難所ごみの発生.....	18
第2節 生活ごみ・避難所ごみの収集運搬・処理.....	18
第4章 仮設トイレ等・し尿の処理.....	20
第1節 し尿等の発生.....	20
第2節 仮設トイレ等の設置.....	20
第3節 し尿等の収集運搬・処理.....	20
第5章 災害廃棄物の処理.....	22
第1節 被災者や災害ボランティアへの周知・広報.....	22
第2節 災害廃棄物等の発生量の推計.....	25
第3節 片付けごみの回収.....	27
第4節 仮置場.....	28
第5節 処理・処分.....	36
第6節 適正処理が困難な廃棄物等への対応.....	38
第7節 損壊家屋等の撤去等.....	39
第8節 処理業務の進捗管理.....	41
第6章 教育訓練.....	42
第1節 職員への教育訓練.....	42
第2節 経験の継承.....	42

第7章 災害廃棄物対策の推進・計画の見直し.....	43
----------------------------	----

巻末資料

資料1 災害廃棄物等の発生量の推計方法.....	44
資料2 仮置場の候補地リスト.....	47
資料3 一次仮置場の設置・管理・運営に必要な資機材.....	48
資料4 災害廃棄物関係補助金.....	49

## 第1章 総則

### 第1節 計画策定の背景及び目的

平成 23 年3月 11 日に発生した東日本大震災では、膨大な災害廃棄物が発生し、廃棄物の処理や生活基盤の再建に多大な影響を及ぼした。また、近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生している状況である。

このような災害で発生する災害廃棄物は、種々の廃棄物が混合した処理しづらい性状のものが一時に大量に発生すること、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあること、仮置場における火災発生のおそれ大きいこと等とともに、感染症発生等の二次被害を防止する必要もある。生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止し、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理しなければならない。

群馬県においても、大量の災害廃棄物を適切に処理することを目的として「群馬県災害廃棄物処理計画」を令和3年3月に改訂し、災害廃棄物対策に係る取組を推進している。

以上のことから本町では、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的として、「神流町災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定した。

今後は、本計画をもとに災害廃棄物処理に係る関係主体との情報共有と教育・訓練を重ね、災害廃棄物処理の対応能力の向上を図る。

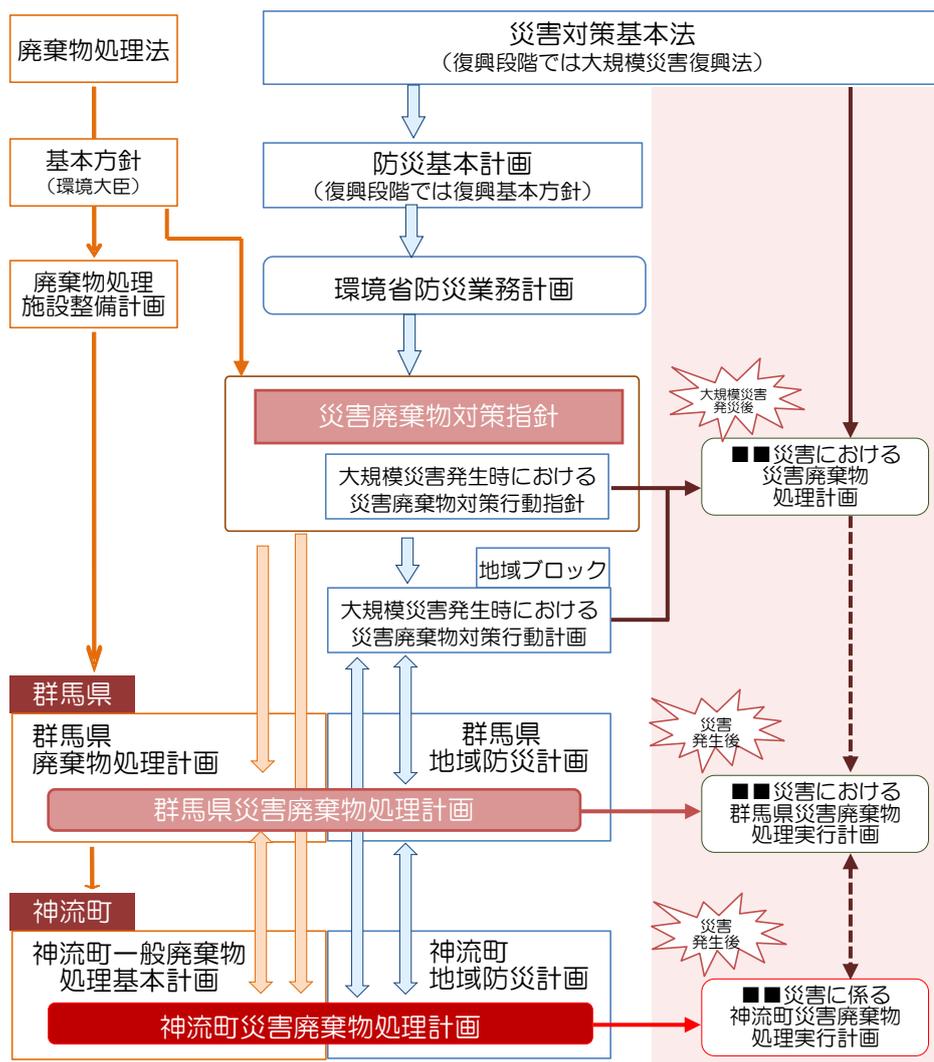
### 第2節 計画の位置付け

本計画の位置付けは、図表1－1に示すとおりである。

環境省では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部改正（平成 27 年7月 17 日公布）、廃棄物処理法の基本方針への災害廃棄物対策事項の追加等の制度的な対応を行い、さらに、東日本大震災等の近年発生した災害で得られた様々な経験や知見を踏まえ、平成 30 年3月には平成 26 年3月に策定した災害廃棄物対策指針を改定する等、地方公共団体における災害対応力強化のための取組を進めている。

本計画は「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年3月、環境省）に基づき、「群馬県災害廃棄物処理計画」、「神流町地域防災計画」（令和2年11月、神流町）、「神流町一般廃棄物処理基本計画」（令和7年8月、神流町）等の関連計画と整合を図りつつ、災害廃棄物等の処理に関する基本的な考え方や処理方法等を示すものである。

図表 1-1 本計画の位置付け



※図右側の「■■災害」は、実際の発災後に必要に応じて策定される計画における災害名を指す

### 第3節 計画の対象

#### 1 対象とする災害

本計画では、地震災害、水害、風害その他自然災害を対象とする。地震災害については地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火災・爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とする。水害については、大雨、台風、雷雨等による多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れ等の被害を、風水害については、竜巻等の風による被害を対象とする。

#### 2 対象とする廃棄物

災害時には、通常生活で家庭から排出される生活ごみ及び事業活動に伴って排出される廃棄物の処理に加えて、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿、災害廃棄物（片付けごみを含む）の処理が必要となる。本計画で対象とする廃棄物及びその性状は図表 1-2～図表 1-3 に示すとおりである。

ただし、事業系廃棄物は、廃棄物処理法第 22 条に基づく国庫補助の対象となった事業者の事業場で災害に伴い発生したものを除き、原則、事業者が処理を行うものとする。

図表 1-2 本計画で対象とする廃棄物

廃棄物の種類		概要
し尿		<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常家庭のし尿</li> <li>・発災後に設置した仮設トイレ等からの汲み取りし尿</li> </ul>
生活ごみ・避難所ごみ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の生活に伴い発生するごみで被災の程度が小さかった地域からも普段どおりに発生する廃棄物</li> <li>・使用済携帯トイレ</li> <li>・避難所では、支援物資の消費により容器包装に係るものや衣類等が多く発生</li> </ul>
災害廃棄物	片付けごみ	・被災家屋等から排出される家財道具等の廃棄物
	災害ガレキ	・損壊家屋等の撤去等で発生する廃棄物

※生活ごみ、避難所ごみ及びし尿（仮設トイレ等からの汲み取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く）は、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外。ただし、かかり増し経費に関する例外あり。

図表 1-3 災害廃棄物の種類

名称	特徴等
可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず・木材、プラスチック等が混在した可燃系の廃棄物。可燃物の腐敗・発酵が進むと内部の温度が上昇し火災発生の恐れがある。
木くず 木材	柱・梁・壁材であり、リサイクル先に搬出するためには、釘・金具等の除去が必要。火災防止措置を検討する必要がある。
畳・布団	被災家屋から搬出される畳・布団であり、被害を受け、使用できなくなったもの。破砕機で処理するのに時間を要する。腐敗が進行すると悪臭を発する。
不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず・木材、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂等）、屋根瓦などが混在し、概ね不燃系の廃棄物。
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど。リサイクル先に搬出するためには、可燃物・鉄筋類の除去・破砕等が必要。
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など。スチール家具等が含まれる。
廃家電等（家電4品目 や小型家電等）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）や小型家電等で、災害により被害を受け使用できなくなったもの。
有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等。
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪車、原動機付自転車。

名称	特徴等
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレス等の地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボード、塩ビ管、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など。

※上記は選別後の分類であり、災害時には上記のものが混合状態で発生する場合が多い。

出典：「災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ～添付資料 災害廃棄物の種類」（2016年3月、環境省）

「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）

「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成30年3月、環境省）

### 3 被害想定に基づく災害廃棄物の発生量

本町に甚大な被害をもたらすと想定される関東平野北西縁断層主部による地震に伴い発生する災害廃棄物の発生量の推計結果は、図表1-4に示すとおりである。本計画は、そのような膨大な量の災害廃棄物が発生する可能性のあることを前提に必要な対応を定めたものである。なお、水害については、地震と比較して被害地域が限定的であることから、本計画では地震災害時の発生量を最大とみなして対応を検討している。

図表1-4 関東平野北西縁断層帯主部による地震に伴う災害廃棄物等の発生量（推計）

分類	区分・内訳	発生量
損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物（トン）	合計	4,053
	可燃物	747
	不燃物	3,306
片付けごみ（トン/年）		715
避難所ごみ（トン/日）		0.047
し尿（kL/日）		0.220

出典：「群馬県災害廃棄物処理計画」（令和3年3月）

## 第4節 各主体の役割

### 1 本町

災害廃棄物は一般廃棄物に位置付けられるものであり、その処理は、本町が主体となって処理を行う。本町及び藤岡市は、平時から災害時の対応について協議し、協力・連携体制を構築し、訓練等を通じて体制整備を図る。

本町が被災していない場合は、被災市町村からの要請に応じて、人材及び資機材の応援を行うとともに、被災地域の災害廃棄物の受入を積極的に行う。

### 2 群馬県

群馬県は、処理主体である本町が適正に災害廃棄物の処理を行えるよう、被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行う。

また、災害により甚大な被害を受けて本町の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合など、地方自治法（昭和22年、法律第67号）第252条の14の規定に基づき、本町が群馬県へ事務の委託を行った場合には、本町に代わって、群馬県が直接、災害廃棄物の処理の一部を担うことがある。

### 3 事業者

事業者は、事業場から排出される廃棄物の適正処理と円滑かつ迅速な処理に努める。群馬県と災害時の協力協定を締結している関係機関・関係団体は、群馬県の要請に応じて速やかに支援等に協力する等、その知見及び能力を活かした役割を果たすよう努める。また、危険物、有害物質等を含む廃棄物その他の適正処理が困難な廃棄物を排出する可能性のある事業者は、これらの適正処理に主体的に努める。

### 4 住民・災害ボランティア

本町が災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することができるよう、住民及び災害ボランティアは片付けごみ等の災害廃棄物の排出段階での分別の徹底等、一定の役割を果たすよう努める。また災害ボランティアは、本町と連携して被災家屋の後片付け等の被災者支援を行う。

## 第5節 処理目標期間の設定

### 1 生活ごみ・避難所ごみ・し尿

災害時は、まず生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬・処理を優先する。発災後、廃棄物処理体制に係る支障を確認し、支障がある場合はそれを除去し、速やかに生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集・処理を再開する。

### 2 災害廃棄物

早期の復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理は可能な限り早期の完了を目指す。

腐敗性の廃棄物は初動期において最優先で処理する。

木材、金属くず、コンクリートがら、廃家電、廃自動車は、排出され次第、仮置場の空きスペースを確保するためにも早急に処理先や復興事業先へ搬出して処理する。

処理目標期間は、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて適切に設定するが、大規模災害においても3年以内の処理完了を目指す。なお、処理期間について国の指針が示された場合は、その期間との整合性を図り設定する。

## 第6節 災害廃棄物処理の基本方針

災害時においても、できる限り平時に近い状態で廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、公衆衛生と環境保全を確保するため、次の災害廃棄物処理の基本方針を踏まえ、具体的な取組を進めていく。災害が発生した場合は、この基本方針に基づき、その災害の規模や特徴等を踏まえ、速やかに具体的な処理方針を定める。

図表1-5 災害廃棄物処理の基本方針

1 適切かつ迅速な処理	住民の生活再建の早期実現を図るため、時々刻々変化する状況に対応しながら、迅速な処理を行う。本町は、処理期間を定め、広域での処理が必要な場合は、県と協力して周辺や広域での処理を進める。
2 リサイクルの推進	徹底した分別・選別により可能な限り再生利用を推進し、埋立処分量の削減を図る。再資源化したものは復興資材として有効活用する。
3 環境に配慮した処理	災害時においても周辺環境に配慮し、適正処理を推進する。
4 衛生的な処理	生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を最優先とする。災害廃棄物については、有害性や腐敗性を踏まえ、処理の優先度の高いものから迅速に撤去及び処理を進める。
5 安全作業の確保	住宅地での撤去等の作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底する。
6 経済性に配慮した処理	公費を用いて処理を行う以上、最小の費用で最大の効果が見込める処理方法を選択する。
7 関係機関・関係団体や住民、事業者、災害ボランティアとの協力・連携	早期の復旧・復興を図るため、国、県、他市町村、一部事務組合、関連機関・関係団体等と協力・連携して処理を推進する。また、住民や事業者、災害ボランティアにさまざまな情報を提供し、理解と協力を得て処理を推進する。

## 第7節 発災後における災害廃棄物処理実行計画の策定

発災後は、被害状況を踏まえて、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定する。災害廃棄物処理実行計画は、関係者と情報を共有しながら処理の全体像を整理して策定する。災害廃棄物処理実行計画には、処理方針、発生量、処理体制、処理スケジュール、処理方法、処理フロー等を具体的に示す。

災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗等の状況に応じて見直し、改定していくものとする。なお、災害廃棄物処理実行計画は、処理業務の発注や補助金事務に係る資料として用いることができる。

## 第8節 災害時における廃棄物対応

生活ごみ、避難所ごみ、し尿を含む、災害時において発生する廃棄物への対応を示す。

図表1-6 発災後の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う。)	発災後数日間
応急対応 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害時の廃棄物进行处理する期間)	～3週間程度
応急対応 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物等の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3ヶ月程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務が進み、災害廃棄物等を本格的に処理する期間)	～3年程度

出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月、環境省）

### (1) 組織体制・処理体制の確立

廃棄物部局が中心となり、廃棄物処理のための組織体制及び処理体制を確立する。庁内の組織体制の確立に当たっては、庁内で職員の応援を受けることも含め、災害対策本部や建設・土木部局等の関係部局と連携する。

### (2) 被害状況の把握・処理施設の復旧

災害対策本部が集約する損壊家屋の被害棟数（全壊、半壊、床上浸水、床下浸水）を把握する。  
また廃棄物処理施設の被災状況を確認し、廃棄物処理施設が被災している場合には、復旧作業を実施又は依頼する。

### (3) 生活ごみ・避難所ごみに係る対応、し尿に係る対応

平時と同様に生活ごみを収集し、焼却施設へ運搬して処理を行うとともに、避難所ごみについても同様の対応を行う。また使用済みの携帯トイレ・簡易トイレへの対応や、仮設トイレが設置された場合にはその設置場所を把握し、し尿の汲み取り・処理を行う。

### (4) 仮置場の設置・管理

被災現場から搬出されてくる災害廃棄物を分別して保管し、焼却処理・リサイクル・最終処分ができるよう選別や破碎等を行う。

### (5) 片付けごみへの対応

住民が自宅を片付けすることによって生じる家具・家財や廃家電等の廃棄物を仮置場で保管し、処理先へ搬出する。片付けごみが道路上に排出された場合には、パッカー車や平ボディ車により収集し、仮置場まで運搬する。

特に、水害時においては、片付けごみが災害後早期に出されるため、排出方針の策定、仮置場の設置等の対応は迅速に行う必要がある。

(6) 支援要請・受援体制の構築

人員や必要な資機材が不足する場合には、協定等を活用して他市町村や県、民間事業者等へ支援を要請する。被災自治体の廃棄物部局は支援を受け入れるための体制（受援体制）を構築する。

(7) 環境対策

災害廃棄物の積み上げに伴う蓄熱火災の発生防止や粉じん・騒音・振動、悪臭・害虫対策等、必要な環境対策を行う。

(8) 災害廃棄物処理実行計画の策定・処理の進捗管理

災害発生時には災害廃棄物処理計画に基づき被害の状況を速やかに把握し、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定する。また災害廃棄物の処理の進捗管理を行う。県は災害廃棄物処理実行計画の策定のための技術的支援を行う。

(9) 建物撤去・解体等

建設・土木部局や建設事業者等と連携し、災害によって損壊した家屋の撤去（必要に応じて解体）を行う。撤去等は、倒壊のおそれのある家屋を優先する等、優先順位をつけて作業を進める。

(10) 貴重品・思い出の品対応

廃棄物の中から貴重品が出てきた場合には警察に届け出る。思い出の品は適切に保管し、持ち主に返却する。

(11) 広報・渉外等

災害廃棄物の排出方法や分別に関して、住民や事業者へ広報を行う。また支援を受け入れたり、処理を依頼するために、支援者や処理先との交渉を行う。

(12) 予算措置・契約事務

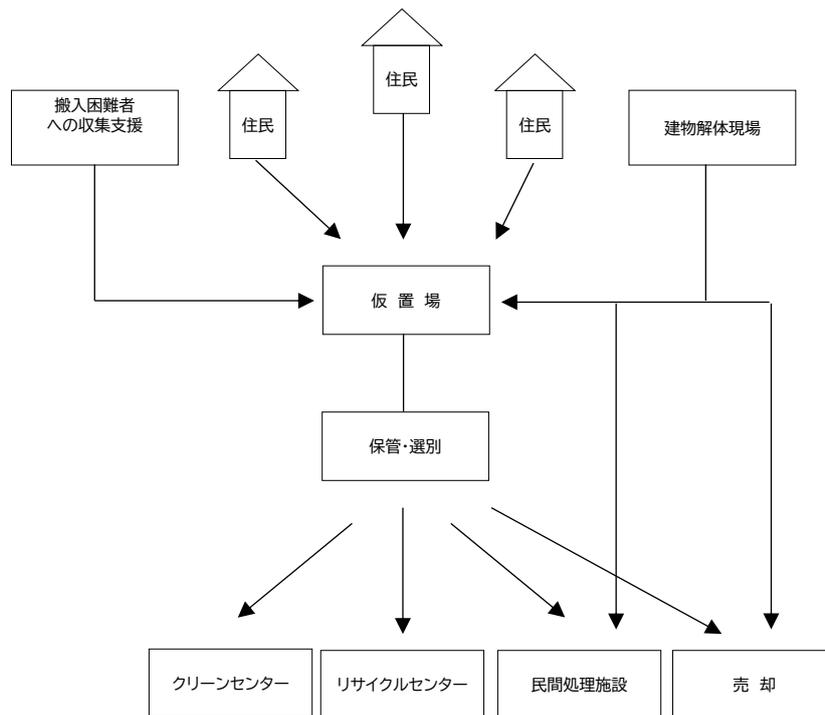
災害廃棄物処理のための事業費を確保する。また処理事業者との契約事務を行う。

## 第9節 災害時に発生する廃棄物の処理の流れ・スケジュール

### 1 災害廃棄物の処理の流れ

住民が自宅の片付けを行った際に排出される片付けごみや損壊家屋の解体に伴い発生した解体がれきは、処理先への搬出までの間、仮置場で分別した上で一時的に保管し、各処理施設に搬入後、資源化や焼却等を行う。

図表1-7 災害廃棄物処理の流れ



図表1-8 各フェーズの目標と対応項目

	発災直後	発災翌日	発災3日後
各フェーズの目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時対応に着手できる体制に移行できている</li> <li>● ごみ処理の継続可否を判断するための情報を収集し、関係者に報告して共有できている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時組織へ段階的に移行できている</li> <li>● 継続的な情報収集と関係者への報告・共有ができています</li> <li>● 生活ごみ等の処理の再開に向けた対応準備に着手できている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 確実に生活ごみ等の処理を再開できている</li> <li>● 被災者が適正に(秩序だっ)片付けごみを排出できるように、広報や片付けごみの回収・処理体制の検討など必要な対応を行っている</li> <li>● 仮置場を設置している</li> </ul>
体制構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 災害廃棄物対応を担う組織の指揮命令系統を確立する。</li> <li>□ 災害廃棄物対応を担う組織の役割を決定する。</li> <li>□ 役割ごとに必要な担当者を割り当てる。</li> <li>□ 災害対策本部との連絡体制を確立する。</li> <li>□ 庁外関係者との連絡体制を確立する。</li> <li>▶ 県廃棄物担当 ( 廃棄物・リサイクル課 027-226-2853 )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 意思決定・総括・指揮に係る者(リーダー)は正副で2名以上配置する。</li> <li>□ 各役割で実務担当は複数名配置する(現場確認等でリーダー以外が不在になることはしない)。</li> <li>□ 現状の体制で乗り切れそうにないと判断した場合、支援要請内容を検討し、支援要請を行う。《支援要請内容(例)》</li> <li>▶ 被害情報の収集のための人員</li> <li>▶ 災害対応経験者</li> <li>▶ 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬車両及び作業員</li> <li>▶ 生活ごみ・避難所ごみの処理/し尿の処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 現状の体制で乗り切れそうにないと判断した場合、支援要請内容を検討し、支援要請を行う。《支援要請内容(例)》</li> <li>▶ 被害情報の収集のための人員</li> <li>▶ 災害対応経験者</li> <li>▶ 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬車両及び作業員</li> <li>▶ 生活ごみ・避難所ごみの処理/し尿の処理</li> </ul>
情報収集・報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 廃棄物処理施設の被災有無を確認する。</li> <li>▶ 廃棄物処理施設 ( クリーンセンター 0274-20-6116 )</li> <li>▶ リサイクル施設 ( リサイクルセンター 0274-20-6116 )</li> <li>▶ し尿処理施設 ( 藤岡市岡之郷クリーンセンター 0274-22-1001 )</li> <li>□ 廃棄物収集運搬車両の被災有無を確認する。</li> <li>□ 被害の場所(地区・住所など)や被害の程度などを確認する。</li> <li>□ 道路被害(通行止め区間など)を確認する。</li> <li>□ 停電状況(エリア・復旧見込みなど)を確認する。</li> <li>□ 断水状況(エリア・復旧見込みなど)を確認する。</li> <li>□ 下水道被害の状況(エリア・復旧見込みなど)を確認する。</li> <li>□ 被害状況を災害対策本部・県に報告・共有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 発災直後からの情報収集を継続し、担当間・組織内で定期的に情報共有する(定例会議の開催など)。</li> <li>□ 収集した情報を定期的に災害対策本部・県に報告・共有する。</li> <li>□ 被災状況の写真を撮影する。</li> </ul>	(左記を継続)
方針・計画立案			<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理継続のための方針・計画を立案する。</li> <li>□ 片付けごみの回収方法について、方針・計画を立案する。</li> <li>□ 災害廃棄物発生量(第1弾)を推計する。</li> </ul>
広報・住民対応		<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 当面の生活ごみに係る対応について、広報を行う。</li> <li>□ 当面のし尿に係る対応について、広報を行う。</li> <li>□ 片付けごみ対応・仮置場設置について、予告広報を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 片付けごみの排出方法・分別区分(加えて仮置場が決まっていれば搬入先)について、周知・広報を行う。</li> </ul>
生活ごみ/避難所ごみ・し尿		<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 収集運搬体制の構築に向けた調整に着手する。</li> <li>▶ 避難所開設状況・避難者数</li> <li>▶ 仮設トイレ設置状況</li> <li>▶ 収集運搬の再開</li> <li>□ 処理・処分体制の確立に向けた調整に着手する。</li> <li>▶ 施設での受入再開</li> <li>▶ (し尿) 下水道利用の調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 収集運搬を再開・開始する。</li> <li>□ 処理・処分先を確保し、適正に処理・処分する。</li> </ul>
片付けごみ			<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 片付けごみの排出方法を検討し、決定する。《受入条件》</li> <li>▶ 対象品目/性状/大きさ/禁止物</li> <li>▶ 1日当たり受入可能量/受入可能時間</li> <li>▶ 受入可能期間 等</li> <li>□ 施設担当・一部事務組合等と調整し、片付けごみの分別区分を設定する。</li> <li>□ 片付けごみの回収体制の構築に向けた調整に着手する。</li> <li>▶ 準備する車両・人員数</li> <li>□ 片付けごみの排出に配慮が必要な住民・世帯(高齢者・障がい者など)を把握し、個別に対応する。</li> <li>□ 片付けごみの受け入れを開始する。</li> </ul>
撤去・解体			
仮置場		<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 仮置場の開設に向けた調整に着手する。</li> <li>▶ 場所の調整</li> <li>▶ 必要人員の調整</li> <li>▶ 必要資機材の調達・確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 仮置場の開設場所を確保(確定)する。</li> <li>□ 仮置場のレイアウトを検討する。</li> <li>□ 仮置場の開設に向けて、人員・資機材を調達・確保する。</li> </ul>
庶務・財務			<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 災害廃棄物対応に係る必要経費の概算・活用可能な補助制度等について、財務・会計所管課等と情報共有する。</li> <li>□ 当面の財源確保に向けて、財務・会計所管課等と調整する。</li> </ul>

	発災1週間後	発災2週間後	発災4週以降
各フェーズの目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活ごみ等の処理を問題なく維持・継続できている</li> <li>● 仮置場を設置して適正に管理できている</li> <li>● 片付けごみが適正に回収され、仮置場に集積(分別保管)されている</li> <li>● 片付けごみが街中に山積・散在していない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仮置場を設置して適正に管理できている</li> <li>● 片付けごみが適正に回収され、仮置場に集積(分別保管)されている</li> <li>● 搬入量の多い品目(可燃系混合物、木くず、不燃物等)については、処分先・搬出先が決まっており、順次、仮置場から搬出が始まっている、又は搬出の準備ができている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民の生活環境近傍からの片付けごみを撤去できている</li> <li>● 搬入量の多い品目(可燃系混合物、木くず、不燃物等)については順調に搬出され、その他の品目についても順次搬出が始まっており、片付けごみ対応・仮置場管理が問題なく行えている</li> <li>● 災害廃棄物処理事業全体をマネジメントしていくための準備ができている</li> <li>● 撤去・解体の対応を本格的に進めるための体制を整えている</li> <li>● 補助申請(災害報告書作成)等に向けた準備ができている</li> <li>● 補正予算の準備ができている</li> </ul>
体制構築	<input type="checkbox"/> 現状の体制で乗り切れそうにないと判断した場合、支援要請内容を検討し、支援要請を行う。 <u>《支援要請内容(例)》</u> ▶被害情報の収集のための人員 ▶災害対応経験者 ▶片付けごみの収集運搬車両及び作業員 ▶片付けごみ(特に混合廃棄物)の処理 ▶仮置場管理・運営のための人員 <input type="checkbox"/> 《支援が入っている場合》支援者に作業依頼・指示を出して、進捗確認を行う(支援者のマネジメントを行う)。	(左記を継続)	<input type="checkbox"/> 公費解体の対応に備え、庁内で公費解体事業の設計・積算に対応できる人材(土木職・建築職)の調整を行う。 <input type="checkbox"/> 公費解体の対応に備え、庁内で受付・申請窓口の設置に向けた調整を行う(人員調整・コールセンターの設置(委託)など)。 <input type="checkbox"/> 現状の体制で乗り切れそうにないと判断した場合、支援要請内容を検討し、支援要請を行う。 <u>《支援要請内容(例)》</u> ▶災害対応経験者 ▶公費解体制度設計の経験者 ▶公費解体の設計・積算に対応できる人材
情報収集・報告	(発災翌日の内容を継続)	(左記を継続)	(左記を継続)
方針・計画立案	<input type="checkbox"/> 片付けごみの処理方針・処理フロー(分別方法、品目ごとの処理方法・処理先など)を検討する。 <input type="checkbox"/> 適宜、災害廃棄物発生量の見直しを行う。	<input type="checkbox"/> 片付けごみの処理方針を決定し、処理フロー(分別方法、品目ごとの処理方法・処理先など)を構築する。	<input type="checkbox"/> 公費解体について、方針を検討し、実施要否を判断する。 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物処理実行計画(初案)の作成に着手する。
広報・住民対応	(発災3日後の内容を継続)	(左記を継続)	(左記を継続)
生活ごみ/避難所ごみ・し尿	<input type="checkbox"/> 収集運搬を問題なく維持・継続する。 <input type="checkbox"/> 適正に処理・処分を維持・継続する。	(左記を継続)	(左記を継続)
片付けごみ	<input type="checkbox"/> 片付けごみの種類・品目ごとに処理フロー(分別方法、処理方法・処理先など)構築に向けた調整を行う。 <input type="checkbox"/> 片付けごみの路上堆積・勝手仮置場が発生した場合、解消するとともに、発生抑制のための対策を行う。	<input type="checkbox"/> 片付けごみの種類・品目ごとに設定した処理フロー(分別方法、処理方法・処理先など)に基づき適正処理を行う。	<input type="checkbox"/> 生活圏近傍から片付けごみを無くす。
撤去・解体			<input type="checkbox"/> 他の被災者支援制度の状況等も踏まえ、公費解体の実施について判断する。 <input type="checkbox"/> 公費解体の制度設計を行う。(公費解体の対象、要綱・様式、自費解体の費用償還の取扱いなど) <input type="checkbox"/> 公費解体の必要経費について積算し、発注に向けて準備する。(撤去・解体に伴う工事積算、発注図書・設計書の作成など) <input type="checkbox"/> 公費解体の受付・申請窓口の設置に向けて調整する。
仮置場	<input type="checkbox"/> 設置した仮置場を適正に管理する。 <input type="checkbox"/> 仮置場管理の委託化に向けた調整を行う。 ▶依頼内容/金額/期間など <input type="checkbox"/> 仮置場で保管・集積した廃棄物を安定して搬出する(保管・集積量が徐々に減少する状況とする)。	<input type="checkbox"/> 仮置場管理を委託する。 <input type="checkbox"/> 仮置場の場所が不足する場合、新たな仮置場の開設に向けて、場所・必要人員・必要資機材等の調達について調整する。	<input type="checkbox"/> 設置した仮置場を適正に管理する。
庶務・財務	<input type="checkbox"/> 当面の財源・予算確保に向けて、庁内調整を行う。 <input type="checkbox"/> 国庫補助申請等に向けた準備(写真整理/災害報告書の作成等)を行う。	<input type="checkbox"/> 補正予算の準備を行う。 <input type="checkbox"/> 国庫補助申請等に向けた準備(写真整理/災害報告書の作成等)を行う。	<input type="checkbox"/> 補正予算の準備を行う、または、補正予算の承認を得る。 <input type="checkbox"/> 国庫補助申請等に向けた準備(写真整理/災害報告書の作成等)を行う。

第2章 組織体制・情報共有

第1節 組織体制の確立

災害時は、本計画及び地域防災計画に基づき、災害廃棄物処理の組織体制を構築し、指揮系統を確立する。地域防災計画に基づく災害対策本部及び関係各部、一部事務組合、協定締結事業者等と情報共有し、連携して対応する。

図表2-1 災害廃棄物処理に係る各班・担当の業務内容

班	担当	業務内容	各業務の担当課	連携する関係他部
総務	総合調整	職員の参集状況の確認と配置の決定	住民生活課	総務課
		指揮命令、総括及び調整会議の運営		
		災害対策本部、各班・担当との連絡調整		
		災害廃棄物処理実行計画の策定		
		・災害廃棄物の発生量の把握と要処理量の推計		
		・必要な仮置場の面積や施設の処理能力の把握		
		全般に関する進行管理		
	その他業務			
	財務	予算管理（要求、執行）		
		業務の発注状況の管理		
		国庫補助のための災害報告書の作成		
	渉外	関係行政機関との連絡調整、協議、情報提供		
		民間事業者との連絡調整、協議、情報提供		
広報	住民や災害ボランティア等への広報			
	住民や災害ボランティア等からの問合せ、苦情対応			
資源管理	仮置場	一次仮置場の確保・設置		
		一次仮置場の管理・運営		
	施設	処理施設の被害情報の把握		
		処理施設の復旧		
		被災施設の代替処理施設の確保		
必要資機材の確保・管理				
処理	処理・処分	避難所ごみの収集運搬、処理	保健福祉課	
		し尿の収集運搬、処理		
		家屋撤去対応（窓口業務、り災証明交付業務との連携、撤去現場立会い）		
		災害廃棄物の収集・運搬、処理		
		処理困難物の処理		
		処理に関する進行管理（処理済量、搬出予定量）		
	環境・指導	不法投棄、不適正排出対策		
仮置場における環境モニタリング				
受援	受入	支援の受入管理（学識経験者、他自治体、事業者団体等）、受援内容の記録		
	配置	受け入れた支援の配置先管理、支援側と受援側のマッチング		

※各業務に必要な人数は、時間の経過とともに変わるため、人員の配置や体制は随時見直しを行う必要がある。

## 第2節 情報収集・連絡

### (1) 災害時

- 平時において検討した連絡・通信手段を確保して連絡体制を確立し、災害廃棄物処理に必要な情報を入手する。

図表2-2 収集が必要な情報と入手する時期

分類	収集が必要な情報	時期	入手先
生活ごみ・ 避難所ごみ	避難所の開設場所、開設数、避難者数	初動～	災害対策本部
	道路の被災状況、道路啓開の状況、復旧の状況	初動～	災害対策本部 産業建設課（建設班）
	ごみ収集運搬車両の被災状況と稼働台数	初動～	住民生活課（衛生班）
	ごみ集積所（ごみステーション）の状況（ごみの排出状況）	初動～	住民生活課（衛生班）
	一般廃棄物処理施設の被災状況と稼働可否、復旧見通し	初動～	住民生活課（衛生班）
	最終処分場の被災状況と搬入可否、復旧見通し	初動～	住民生活課（衛生班）
し尿	仮設トイレの設置場所、設置数、不足数	初動～	災害対策本部 総務課（総務班）
	下水道施設の被災状況	初動～	住民生活課（衛生班）
	し尿処理施設の被災状況、搬入可否、復旧見通し	初動～	多野藤岡広域市町村圏 振興整備組合
	し尿収集必要量（推計値）	初動～	住民生活課（衛生班）
	し尿等収集運搬車両の被災状況と稼働台数	初動～	収集運搬許可事業者
災害廃棄物	建物の被災状況（全壊、半壊、焼失棟数、床上浸水、床下浸水）	初動～	災害対策本部
	一次仮置場の情報（設置場所、面積、逼迫状況等）	初動～	住民生活課（衛生班）
	重機、収集運搬車両等の確保状況	初動～	住民生活課（衛生班） 産業建設課（建設班）
	建物の撤去等の状況（撤去棟数、撤去済棟数）	応急～	災害対策本部
	災害廃棄物の発生量、広域処理必要量	応急～	災害対策本部 住民生活課（衛生班）
	一次仮置場の災害廃棄物の保管状況	応急～	住民生活課（衛生班）
	一次仮置場からの災害廃棄物の搬出量、処理量	応急～	住民生活課（衛生班）
	り災証明書の発行状況	復旧～	総務課（本部班）

### (2) 平時

- 連絡窓口一覧表を作成、随時更新し、県及び他市町村と共有する。
- 電話、防災無線（地上系無線、移動系無線、中継用無線）、衛星電話等を調達し、複数の連絡手段を準備する。また、非常用電源等を確保しておく。
- 収集運搬業者等の関係者等との災害時の連絡方法を確認する。

## 第3節 関係主体との協力・連携

県や県内市町村・一部事務組合、国や専門機関、廃棄物処理事業者等の民間事業者団体等、各主体との連携体制を構築し、災害廃棄物を処理する。その他、警察、消防、自衛隊等とも連携して対応に当たる。

図表2-3 主な関係主体と支援内容

関係主体	支援内容（例）
県内市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活ごみ、避難所ごみ、し尿、災害廃棄物の収集運搬のための人員・車両の派遣、仮置場や処理施設への収集運搬の実施、処理施設での受入</li> <li>仮置場の受付、災害廃棄物処理の事務作業支援</li> <li>住民窓口対応</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内市町村間連携のための調整</li> <li>収集運搬・処理に関する支援要請</li> <li>災害廃棄物処理に関する技術的助言</li> <li>仮置場としての県有地の提供 等</li> </ul>
一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活ごみ、避難所ごみ、し尿、災害廃棄物の施設での受入 等</li> </ul>
民間事業者団体 （協定締結事業者を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活ごみ、避難所ごみ、し尿、災害廃棄物の収集運搬のための人員・車両の派遣、仮置場や処理施設への収集運搬の実施</li> <li>仮置場の管理・運営、荷下ろし補助、重機等の資機材の提供</li> <li>災害廃棄物の処理（広域処理を含む）</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の分別に関する災害ボランティアへの周知</li> </ul>
国・専門機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域処理に関する調整</li> <li>災害廃棄物処理に関する技術的助言</li> <li>補助金・査定対応等の事務対応に関する指導・助言</li> </ul>

#### （1）県内連携

災害廃棄物処理のための人員や資機材が不足する等、本町が単独で対応しきれない場合は、災害支援協定に基づき、県内市町村や県へ支援を要請し、連携して対応する。

#### （2）事業者との連携

大量の災害廃棄物が発生した場合、本町の一般廃棄物処理施設で処理しきれないこと、災害廃棄物処理のための人員や資機材が不足することが想定される。また、災害廃棄物は、産業廃棄物に類似した性状を有することから、産業廃棄物処理施設を活用して処理を行う。そのため県を通じて、公益社団法人群馬県環境資源創生協会等の関係団体に要請を行い、災害廃棄物処理を実施する。

#### （3）社会福祉協議会との連携

被災家屋等からの片付けごみを搬出及び運搬する作業は、災害ボランティアの協力が必要であり、災害ボランティアに対して安全具の装着等の作業上の注意事項や、災害廃棄物の分別、仮置場の情報を的確に伝えることが重要である。そのため、社会福祉協議会等が設置した災害ボランティアセンターに情報提供を行い、災害ボランティアへの周知を図る。

#### （4）国・専門機関による支援

災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）は、環境省・関東地方環境事務所を中心とし、

国立環境研究所その他専門機関、関係団体から構成され、災害廃棄物処理の支援体制として設置されている。必要に応じてD.Waste-Netへ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進める。

#### 第4節 各種協定

発災後は、県や本町が締結している各種協定に基づき、関係主体と連携を図りながら、適正かつ円滑・迅速に災害時の廃棄物処理を進める。

また、平時から本計画や関係主体が実施する演習や訓練等を通じて協定内容の点検・見直しを行う。

##### (1) 災害時

- 各種協定に基づき、協定締結先に必要な支援を要請する。支援要請に当たっては、支援の実施までに時間を要することも想定されるため、速やかに必要な支援を把握し、協定締結先に要請する。

##### (2) 平時

- 過去の発災時の対応状況や全庁もしくは関係団体と定期的実施する演習・訓練等の結果を踏まえ、協定内容の点検・見直しを行う。
- 不備な点は、各種協定を所管している部と協議・調整し、適宜協定内容の見直しを行う。

図表2-5 自治体間で締結している災害時支援協定

協定名	締結先	連絡窓口
群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定	群馬県及び県内市町村並びに一部事務組合	群馬県廃棄物・リサイクル課
災害時における相互応援に関する協定	高崎市・藤岡市・上野村	
非常災害時における相互応援に関する協定	東京都豊島区	

図表2-6 民間事業者団体と締結している災害時支援協定

協定名	締結先	連絡窓口
災害時における廃棄物処理に関する協定 ※	公益社団法人群馬県環境資源創生協会	群馬県廃棄物・リサイクル課
災害時における廃棄物処理に関する協定 ※	一般社団法人群馬県環境保全協会	群馬県廃棄物・リサイクル課
災害時における浄化槽の点検・調査等に関する協定 ※	一般社団法人群馬県浄化槽協会	群馬県廃棄物・リサイクル課

※は群馬県が締結している協定であるが、本町から県へ要請することにより活用が期待されることから、一覧に含めて整理している。

#### 第5節 受援体制の構築

協定や相互支援の枠組み等に基づき、様々な主体からの支援が想定されるため、人的・物的支援を受け入れるための受援体制を早期に構築する。

## 1 受援体制構築の基本的な流れ

### (1) 支援要請が必要な事項及び期間の整理

- 支援者への要望（何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、支援が必要か）を可能な限りとりまとめて支援要請書を作成する。支援先から先遣隊が派遣される場合には、先遣隊と調整・協議して要望をとりまとめる。

### (2) 災害対策本部への報告

- 上記（1）でとりまとめた結果を、災害対策本部（または受援班/担当）に報告する。

### (3) 支援の要請

- 平時においてあらかじめ検討した支援要請手順を元に、災害の規模や被害状況を踏まえて支援要請を行う。支援要請の内容は、県や関東地方環境事務所とも共有する。

### (4) 受入れ体制の構築

- 庁内職員と支援者の業務分担等を具体化しておく等、受援の計画を検討する。
- 支援者の執務環境（デスクやパソコン等）を準備する。
- 支援者の待機場所、定例ミーティングを開催できる環境を提供する。
- 「大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画」に基づく人的支援は、群馬県に被災情報等を報告することによりプッシュ型で行われる。ただし、早期に当該人的支援を受ける必要がある場合、または災害廃棄物の広域連携処理が必要な場合には、群馬県を通じ要請を行う。

### (5) 支援者との情報共有

支援者との調整会議を定期的（できれば毎日）に開催し、役割分担、作業内容及び進捗状況等を確認する。

図表2-7 支援を受ける際に事前に準備すべき事項、配慮すべき事項

項目	準備内容
収集運搬計画の立案	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 支援先から派遣される先遣隊と調整・協議して収集運搬計画を立案し、迅速に行動できるよう準備しておく。</li><li>○ 災害廃棄物の集積場所や仮置場等が分かる地図、及び道路の被害状況等の情報を整理しておく。</li><li>○ 高齢者や障害者等の災害弱者の情報を整理しておく。</li><li>○ 応援車両の燃料を優先確保できるスタンド等を把握しておく。</li><li>○ 「緊急車両」の表示幕を準備しておく。</li></ul>
スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 支援者が執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り提供する。</li><li>○ 可能な範囲で、応援車両の駐車スペースを確保する。</li></ul>
資機材等の提供	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供する。</li></ul>
執務環境	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等</li></ul>

項目	準備内容
の整備	を用意する。
宿泊場所に関するあっせん等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援者の宿泊場所の確保については、支援者で確保することを基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じて斡旋する。</li> <li>○ 宿泊場所の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する。</li> <li>○ 就寝のための布団等を準備する。</li> <li>○ 長期的な支援を受ける場合には、支援者のための住まいを確保することも検討する。（東日本大震災では、支援者のために仮設住宅を確保した事例もある。）</li> </ul>
後発部隊への引継	○ 支援が後発部隊に引き継がれる場合には、要望事項や注意事項を後発部隊にも引き継ぐ。（※先発部隊に対して後発部隊への引継を要望しておくことも可）

### 第3章 生活ごみ・避難所ごみの処理

生活ごみや避難所ごみには、生ごみ等の腐敗性廃棄物が多く含まれるため、優先して回収・処理する。

#### 第1節 生活ごみ・避難所ごみの発生

災害時の避難所では、非常食の容器等のごみが多く発生し、また、使用済み衣類や携帯トイレ、簡易トイレ等の平時とは異なるごみが発生する。既存の処理施設が被災した場合、避難所ごみを含む生活ごみの処理を近隣の市町村に要請することが必要になるため、まずはその量を把握することが必要となる。そのため、避難者数や発生原単位等から避難所ごみの発生量を推計する。なお、避難所ごみの発生量の推計方法は巻末資料を参照のこと。

図表3-1 避難所で発生する廃棄物の例

種類	発生源	管理方法
腐敗性廃棄物（生ごみ）	残飯等	悪臭やハエ等の害虫の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。
ダンボール	食料・水の梱包	分別して保管する。新聞等も分別する。
ビニール袋、プラスチック類	食料・水の容器包装等	袋に入れて分別保管する。
携帯トイレ・簡易トイレ	携帯トイレ・簡易トイレ	感染や臭気の面でもできる限り密閉する。
感染性廃棄物（注射針、血の付着したガーゼ）	医療行為	保管のための専用容器を安全な場所に設置して管理する。収集方法に係る医療行為との調整（回収方法、処理方法等）

出典：「災害廃棄物対策指針」を元に一部加筆・修正

#### 第2節 生活ごみ・避難所ごみの収集運搬・処理

##### (1) 災害時

###### 【避難所の開設状況の確認】

- 災害廃棄物担当部局は、災害対策本部を通じて、各避難所の避難者数、各避難所のごみ置場の設置場所を確認する。

###### 【収集運搬体制の構築】

- 災害廃棄物担当部局は、生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬体制を確立する。
- 直営車両及び平時の収集運搬委託業者、協定締結先の車両を確保しても必要台数を確保できない場合は、県やD.Waste-Netへの広域支援要請、関東地域ブロックにおける災害廃棄物対策行動計画の枠組み等に基づき、収集運搬車両と人員に係る支援要請を行う。支援要請に当たっては、支援を必要とする収集運搬車両の種類と台数、支援を必要とする期間を連絡する。

###### 【作業計画の検討】

- 避難所ごみの発生量を推計する。推計した発生量、避難所の設置数・場所に基づき、収集ルートを決定し、作業計画を検討する。生ごみを含む可燃ごみの収集運搬を最優先に行う。作業時間は、確保できた人員、車両及び道路状況等により、平時よりも時間を要することを想定する。

#### 【住民への周知及び広報】

- 収集するごみの優先順位、臨時的な分別方法、ごみ集積所・収集曜日・収集時間等の一時的な変更、避難所でのごみの排出方法等について住民へ周知及び広報を行う。
- 避難所ごみは、平時の生活ごみとは組成が異なり、特に衣類、ダンボール、容器包装プラスチック等が大量に発生することを踏まえ、分別区分や収集頻度等を設定する。
- 住民への周知・広報の方法は、避難所でのちらしの配布・貼紙、広報誌・ホームページ、広報車、マスコミの利用、町会・自治会へ周知する方法により行う。

#### 【収集運搬の実施、処理先への搬入】

- 作業計画に基づき収集運搬を行う。
- 生活ごみ・避難所ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行う。
- 一般廃棄物処理施設が操業再開しておらず処理できない場合等については、県及び近隣市町村へ支援要請を行う。

## 第4章 仮設トイレ等・し尿の処理

### 第1節 し尿等の発生

災害時には、停電や断水、上下水道配管の損傷等により水洗トイレが使用できないおそれがあり、携帯トイレや簡易トイレ、仮設トイレ（汲み取り、マンホール等）の利用が想定される。トイレの種類によって収集運搬車両、処理方法が異なる。既存の処理施設が被災した場合、携帯トイレ等の処理やし尿の処理を近隣市町村へ依頼することになるため、避難者数や発生原単位等からし尿の発生量を推計する。なお、し尿の発生量の推計方法は巻末資料を参照のこと。

図表4-1 災害用トイレの種類

名称	説明
携帯トイレ	既存の様式便器につけて使用する便袋タイプ。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。
簡易トイレ	段ボール等の組立て式便器に便袋をつけて使用する。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。
仮設トイレ (汲み取り)	電気なしで使用できるものが多い。便槽に貯留する方式と、マンホールへ直結して流下させる方式がある。
マンホールトイレ	下水道のマンホールや、下水道管に接続する排水設備上に、便器や仕切り施設等を設置する。

出典：「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成28年4月、内閣府）を元に一部加筆

### 第2節 仮設トイレ等の設置

#### (1) 災害時

##### 【避難所の開設状況の確認】

災害廃棄物担当部局は、災害対策本部を通じて、各避難所の避難者数、各避難所のライフラインの被害状況、各避難所の仮設トイレ等の設置状況を確認する。

##### 【携帯トイレ・簡易トイレの使用】

下水道の機能に支障が生じている場合で、携帯トイレや簡易トイレを使用する場合は、携帯トイレ等の排出場所や保管方法（フレコンバッグ等）を検討する。

### 第3節 し尿等の収集運搬・処理

#### (1) 災害時

##### 【収集運搬体制の構築】

- 災害廃棄物担当部局は、携帯トイレ・簡易トイレやし尿の収集運搬体制を確立する。
- 携帯トイレ・簡易トイレは平ボディ車で収集運搬する。パッカー車での収集は巻き込み時にし尿の漏れが懸念されるため、使用を避ける。なお、携帯トイレ・簡易トイレを人力で積み込めない場合は、クラム車等の必要な重機を確保する。
- し尿はバキューム車により収集運搬する。

- 直営車両及び委託業者、協定締結先の車両を確保しても必要台数を確保できない場合は、県へ広域の支援要請を行う。支援要請に当たっては、支援を必要とする収集運搬車両の種類と台数、支援を必要とする期間を連絡する。

#### 【作業計画の検討】

- し尿収集必要量を推計する。なお、避難者だけではなく、断水等によりトイレが使用できなくなった在宅住民も仮設トイレを使用する場合があることも考慮する。
- し尿収集必要量及び避難所の設置数・場所に基づき、収集ルートを決し、作業計画を検討する。
- 作業時間は、確保できた人員、車両及び道路状況等により、平時よりも時間を要することを想定した計画とする。

#### 【バキューム車による収集運搬の実施、処理先への搬入】

- 作業計画に基づき収集運搬を行う。
- バキューム車で収集したし尿はし尿処理施設で処理する。
- し尿処理施設が操業再開しておらず、下水処理施設が稼働している場合には、し尿をバキューム車からマンホールに直接投入して下水処理するため、下水道部局と廃棄物部局で速やかに調整する。（国土交通省下水道部「下水道BCP策定マニュアル」を参照）
- し尿処理施設及び下水処理施設でも処理できない場合については、県及び近隣市町村へ支援要請を行う。

#### 【携帯トイレ・簡易トイレの収集運搬の実施、処理先への搬入】

- 作業計画に基づき収集運搬を行う。
- 平ボディ車で収集した携帯トイレ・簡易トイレは、焼却施設で焼却処理する。
- 焼却施設が操業再開しておらず、処理できない場合等については、県及び近隣市町村へ支援要請を行う。

## 第5章 災害廃棄物の処理

### 第1節 被災者や災害ボランティアへの周知・広報

災害時におけるごみの排出、収集・運搬方法、仮置場の開設・閉鎖、処理施設の稼働状況等、被災者（外国人を含む）や災害ボランティア、事業者が必要とする情報について、様々な媒体を活用して積極的に周知・広報を行う。なお、被災者の親類縁者も休日を活用して手伝いに駆け付け、災害ボランティアと同様の活動を行うことも念頭において広報を検討・実施する。

また、住民や災害ボランティア、事業者が災害時の廃棄物やその処理に関して知識を醸成できるよう、平時より積極的に普及啓発を行う。

#### （1）災害時

- 被災地における生活環境の保全、適正かつ円滑・迅速な災害時の廃棄物処理のため、関係他部局と協議の上、様々な媒体を活用して住民や災害ボランティア、事業者に対して周知・広報を行う。
- 水害時は、浸水被害により自宅内の通信機器が全て使えない状況に陥る住民がいることも想定し、ホームページによる広報だけではなく、避難所への掲示やちらし配布等も行う。
- 周知・広報の内容（例）は図表5-1に示すとおりであるが、すぐに仮置場を開設できない場合は、仮置場の開設準備が整うのを待って排出してもらうことを含めて周知・広報する。
- 仮置場の場所、受付時間、分別方法等の案内のチラシの例を図表5-2に示す。

図表5-1 周知・広報の手段と内容（例）

手段（例）	内容（例）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ホームページ</li><li>・広報誌</li><li>・スマートスピーカー</li><li>・町設掲示板</li><li>・回覧板</li><li>・ケーブルテレビ</li><li>・行政防災無線</li><li>・広報車 等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・生ごみ、資源ごみ等の収集日・収集回数の変更</li><li>・住民が搬入できる仮置場の場所、排出可能時間・期間</li><li>・災害廃棄物の排出は仮置場の開設準備が整うのを待って行うこと</li><li>・災害廃棄物の分別の必要性、分別方法、分別の種類、搬入可能物</li><li>・家電4品目の排出方法</li><li>・家庭用ガスボンベ、スプレー缶等の危険物やアスベスト、PCB含有機器等の有害廃棄物の取扱方法</li><li>・被災した太陽光発電設備の取り扱いに当たっての留意点</li><li>・不法投棄、野焼き等の不適正処理禁止</li><li>・便乗ごみの排出禁止</li><li>・損壊家屋の撤去等に係る申請手続き</li><li>・災害廃棄物に関する問合せ窓口</li><li>・災害ボランティア支援依頼窓口</li><li>・ごみ出しが困難な身体障害者、高齢者への支援方法</li></ul>

被災された方・ボランティアの皆様へのお願い

## 災害により発生したごみの出し方・仮置場について

- 〇月豪雨により家庭で使えなくなった家財等は、仮置場へ持ち込んでください。
- 生ごみは、受入れできません。通常のごみ収集日にステーションに出してください。

### 仮置場での注意事項

- ・冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- ・危険なもの（バッテリー、消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）は、持ち込まないでください。指定する日に収集します。
- ・ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。

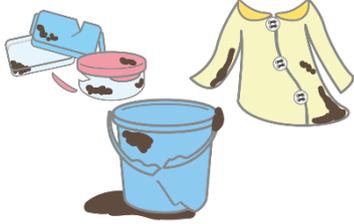
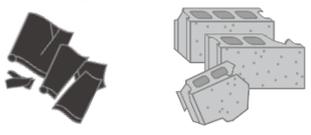
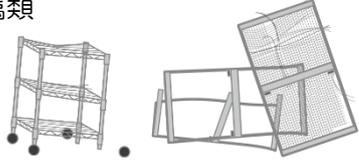
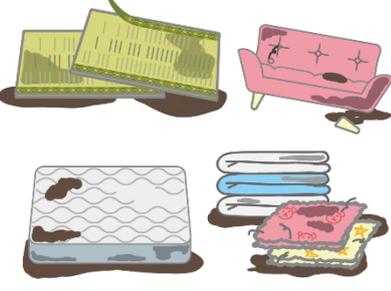
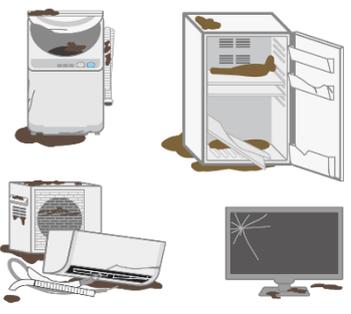
■仮置場に持ち込める災害ごみの種類は、次のとおりです。分別にご協力をお願いします。仮置場では、誘導員にしたがって決められた場所においてください。

場所：神流町総合グラウンド（神流町大字麻生甲 127）

神流町宮地グラウンド（神流町大字神ヶ原甲 1,569）

※裏面をご覧ください

開設期間・時間：〇月〇日まで 9:00~16:00

<p>もやすごみ (プラスチック・衣類)</p> 	<p>ガラス・陶磁器</p>  <p>瓦・ブロックくず</p> 	<p>金属類</p>  <p>小型の電気製品</p> 
<p>たたみ・ソファ・ふとん</p> 	<p>木製家具</p> 	<p>家電4品目</p> 

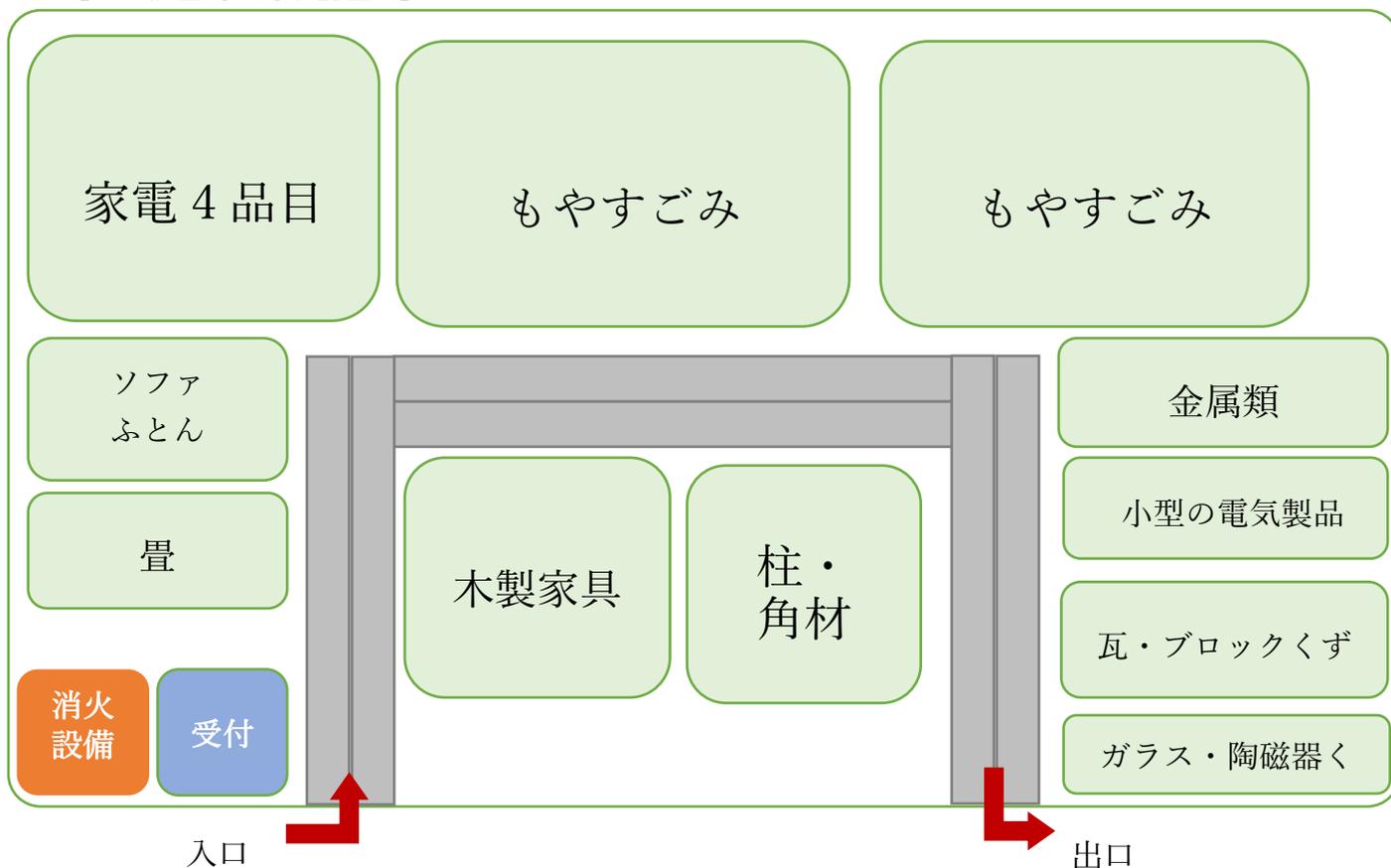
高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、社会福祉協議会（電話 0274-58-2781）へ相談してください。

【問合先】神流町 住民生活課 環境衛生係 電話 050-3665-0340

【仮置場案内図】



【〇〇仮置場の分別配置図】



出典：関東地方環境事務所ホームページ

## (2) 平時

- 災害時においても野焼き、不法投棄は違法行為に当たること、不適正な排出が適正かつ円滑・迅速な処理に支障をきたし、災害時の廃棄物処理の遅れにつながる等について、平時から住民・災害ボランティア・事業者に啓発しておくとともに、発災時に広報する内容の詳細や広報の手段等について検討・準備を進める。

## 第2節 災害廃棄物等の発生量の推計

### (1) 災害時

#### 【災害廃棄物発生量の推計のための被害情報の把握】

- 建物の全壊・半壊棟数等の被害情報を災害対策本部などの情報から把握する。
- 県や専門機関から提供される情報を活用する。

#### 【災害廃棄物の発生量の推計方法】

被害情報（建物の被害棟数）や対象とする廃棄物、災害の種類に応じて、適切な推計式を用いる。

なお、推計方法は巻末資料のとおり。

#### 【災害廃棄物の発生量の見直し】

- 災害廃棄物の発生量は、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を進めるうえでの基礎的な資料となり、災害の種類やタイミングに応じて推計方法を選択、活用することが重要である。
- 図表5-3では災害フェーズごとの推計における特徴を整理している。建物の被害棟数の情報は、時間の経過とともに変わる。台貫（トラックスケール）での計量、仮置場内の測量等による実績値を用いて、発生量を見直す。

図表5-3 災害フェーズに応じた災害廃棄物の推計の特徴

フェーズ		式の概念		式	使う情報
フェーズ1	発災前の災害廃棄物処理計画の策定又は改定時の推計	全体量： 被害情報×原単位	片付けごみ量： 被害情報×原単位	全体量： 推計式【1】  片付けごみ量： 推計式【2】	災害情報：被害想定 被害情報：被害想定結果（全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水）※ 発生原単位：あらかじめ設定した原単位
フェーズ2	発災から2週間程度の間に行う災害廃棄物の発生量の推計	全体量： 被害情報×原単位	片付けごみ量： 被害情報×原単位	全体量： 推計式【1】  片付けごみ量： 推計式【2】	災害情報：震度分布、浸水域等 被害情報：被害報や災害情報から推計した対象災害別の被害推計結果（住家：全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水、非住家：全壊、半壊） 発生原単位：あらかじめ設定した原単位
フェーズ3	災害廃棄物処理実行計画（発災から1か月程度）の策定時の推計	片付けごみの排出が概ね終了している場合	全体量： 片付けごみ及び公物等量の搬入実績＋今後発生する解体廃棄物量  片付けごみ量： 上記搬入実績に含まれる	今後の解体廃棄物量： 建物撤去予定棟数×建物発生原単位 （建物撤去予定棟数が不明な場合、被害報×解体率（全壊・半壊）により建物撤去数を推計）	災害情報：震度分布、浸水域等 被害情報：被害報やり災証明に基づく建物撤去予定棟数 発生原単位：あらかじめ設定した原単位 ※実績値を優先
		片付けごみの排出にまだ時間を要する場合	全体量： 被害情報×原単位 片付けごみ量： 被害情報×原単位	全体量： 推計式【1】  片付けごみ量： 推計式【2】	被害報やり災証明に基づく被害棟数 （日々更新されることから変動することに留意が必要）
フェーズ4	災害廃棄物処理実行計画の見直し時の推計	全体量：搬入実績＋処理実績＋今後発生する解体廃棄物量 片付けごみ量：上記搬入・処理実績に含まれる		今後発生する解体廃棄物量： 建物撤去予定棟数×建物発生原単位  片付けごみ量： 実績値	被害報やり災証明に基づく建物撤去予定棟数又は建物撤去申込棟数 （日々更新されることから変動することに留意が必要） ※実績値を優先

※一部破損棟数の情報が得られない場合は全壊棟数など他の被害棟数から一部破損棟数を類推すること。  
出典：「災害フェーズごとの推計における特徴の概要」（災害廃棄物対策指針 技術資料 技 14-2）

### 第3節 片付けごみの回収

#### (1) 災害時

##### 【片付けごみの回収戦略】

- 災害の種類によって片付けごみの排出時期は異なるが、水害の場合は水が引いた直後からすぐに自宅の片付けが開始されることから、すぐに片付けごみが排出される。
- 片付けごみは本町が設置・管理する仮置場へ住民にできるだけ搬入してもらい、発災直後から仮置場を設置する。片付けごみのステーション回収は行わない。
- ごみ出しができない高齢者等の災害弱者に対しては、災害ボランティアによる支援や状況に応じて本町による戸別回収を検討する。

##### 【仮置場の設置】

- 次節の「第4節 仮置場」を参照のこと。

##### 【収集運搬車両の確保】

- ごみ出しができない高齢者等の災害弱者等が排出する片付けごみを回収するための車両を確保する。
- 仮置場が逼迫し、万一、身近な空地や道路脇等に片付けごみが自然発生的に集積された無人の集積所（いわゆる勝手仮置場）が発生した場合は、これを回収するための車両の確保を行う。勝手仮置場では片付けごみが混合状態になっていることを前提とすることが必要であり、回転式のパッカー車では回収が難しいため、プレス式のパッカー車や平ボディ車を準備する。
- 準備する車両は、大型車の方が運搬効率は良いが、小型車でないと通行できない道路もあるため、勝手仮置場の設置場所に応じた大きさの車両を確保する。
- 収集運搬車両等が不足する場合は、近隣市町村や県、D.Waste-Net への広域支援要請、関東地域ブロックにおける災害廃棄物対策行動計画の枠組みや既存協定等に基づき、収集運搬車両と人員に係る支援要請を行う。支援要請に当たっては、支援を必要とする収集運搬車両の種類と台数、支援を必要とする期間を連絡する。

##### 【収集運搬ルート決定】

- 道路の被災状況や交通渋滞を考慮した効率的な収集運搬ルートを決める。ルートの検討に当たっては、支援者を交えた調整を行う。

#### (2) 平時

##### 【収集運搬車両の確保・連絡体制】

- 本町及び事業者が所有する収集運搬車両の台数を把握する。パッカー車だけでなく、平ボディ車の台数も把握する。
- 収集運搬に係る連絡体制について、関係者の連絡先一覧を作成し、随時更新・共有する。

## 第4節 仮置場

災害廃棄物の処理の準備が整うまでの間、仮置場で適正に廃棄物を保管する。仮置場での廃棄物の保管に当たっては、その後の処理に影響を来たさないよう、廃棄物の種類毎に分別仮置き・保管する。

### (1) 災害時

#### 【一次仮置場の選定】

- 平時に選定した仮置場の候補地の中から被害状況を踏まえて一次仮置場を選定する。選定に当たっては実際に使用できるか、現地確認を行う。
- 候補地は、緊急のヘリポートや応急仮設住宅等の候補地となっている可能性があるため、関係他課に使用状況を確認し、必要に応じて調整・協議して確保する。
- 仮置場の近隣住民に対して、仮置場の必要性を説明して設置する。一次仮置場は、一定の期間（少なくとも数ヶ月間）設置されることも合わせて説明し、理解を得た上で設置する。

#### 【一次仮置場の設置】

- 図表5-4に示す配置計画を検討する際のポイントに留意して一次仮置場を設置する。
- 一次仮置場に必要な資機材を巻末資料に示す。

図表5-4 一次仮置場の配置計画（レイアウト）を検討する際のポイント

#### 【出入口】

- ・ 出入口には門扉等を設置する。門扉を設置できない時は、夜間に不法投棄されないよう、重機で塞いだり、警備員を配置する。
- ・ 片付けごみの搬入量を把握するため、車両の搬入台数を記録する。公費解体に伴い発生した災害廃棄物については、その搬入量・搬出量の概略値の把握や処理先へ搬出する際の車両の過積載防止のために、必要に応じて簡易計量器を出入口に設置する。

#### 【駐車場、待車スペース】

- ・ 仮置場の作業員等が使用するための駐車場スペースを確保する。
- ・ 渋滞防止のため、仮置場への搬入車両や仮置場からの搬出車両が待機するための待車スペースを可能な範囲で確保するよう努める。

#### 【動線】

- ・ 搬入・搬出車両の動線を考慮する。
- ・ 左折での出入りとし場内は一方通行とする。そのため、動線は右回り（時計回り）とするのがよい。
- ・ 場内道路幅は、搬入車両と搬出用の大型車両の通行が円滑にできるよう配慮する。

#### 【地盤対策】

- ・ 降雨時等に災害廃棄物からの油脂、塩類、有害物質等の溶出が想定されることから、遮水シート敷

設等による漏出対策について必要に応じて検討する必要がある。

- ・ 仮置場の地面について、特に土（農地を含む）の上に仮置きする場合、車両・建設機械の移動や作業が行いやすいよう鉄板、砕石等を手当する。仮置場は運動場等に設置される場合が多いが、運動場は多くの車両が走行することは想定されていないため、鉄板や砕石等の敷設が必須である。選択に当たっての利点・欠点を図表5-5に示す。
- ・ 過去の災害では、敷鉄板や砕石を確保できないこと等から、仮置場へ搬入された廃置や廃瓦、土砂、コンクリートガラ等を仮置場の地盤整備に活用した事例がある。ただし、これらの対応は、発災直後で確保できる資機材や時間に制約がある中で実施されたものであり、必ずしも標準的な方法ではない。やむを得ず実施する場合には、仮置場を復旧する段階で活用した廃棄物を撤去して災害廃棄物として処理する必要がある。

#### 【災害廃棄物の配置】

- ・ 災害廃棄物は分別して保管する。
- ・ 災害廃棄物の発生量や比重を考慮し、木材等の体積が大きいもの、発生量が多いものはあらかじめ広めの面積を確保しておく。災害の種類によっては、発生量が多くなる災害廃棄物の種類は異なることから、災害に応じて廃棄物毎の面積を設定する。
- ・ 災害廃棄物の搬入・搬出車両の通行を妨害しないよう、搬入量が多くなる災害廃棄物（例：可燃物/可燃系混合物等）は出入口近傍に配置するのではなく、仮置場の出入口から離れた場所へ配置する。
- ・ 搬入量が多く、大型車両での搬出を頻繁に行う必要がある品目については、大型車両への積込みスペースを確保する。
- ・ スレート板や石膏ボードにはアスベストが含まれる場合もあるため、他の廃棄物と混合状態にならないよう離して仮置きする。また、スレート板と石膏ボードが混合状態にならないよう離して仮置きする。また散水の実施やシートで覆う等の飛散防止策を講じる。
- ・ PCB 及びアスベスト、その他の有害・危険物、その他適正処理が困難な廃棄物が搬入された場合には、他の災害廃棄物と混合しないよう、離して保管する。
- ・ 廃棄物の種類によっては、アームロール車の荷台を設置しておき、廃棄物を搬入者に投入してもらい、そのまま荷台を処理先へ搬出するという方法が効率的である。
- ・ 時間の経過とともに、搬入量等の状況に応じて、レイアウトを変更する。

#### 【その他】

- ・ 仮置場には、災害廃棄物処理事業の対象ではない「便乗ごみ」が排出されやすいため、受付時の被災者の確認、積荷チェック、周囲へのフェンスの設置、出入口への警備員の配置など防止策をとる。フェンスは出入口を限定する効果により不法投棄を防止することに加え、周辺への騒音・振動等の環境影響の防止や目隠しの効果が期待できるものもある。
- ・ 木材、がれき類等が大量で、一次仮置場で破砕したほうが二次仮置場へ運搬して破砕するよりも効率的である場合には、一次仮置場に破砕機を設置することを検討する。破砕機の設置に当たっては、廃棄物処理法第9条の3の3の規定に基づく非常災害時の特例（市町村から災害廃棄物の

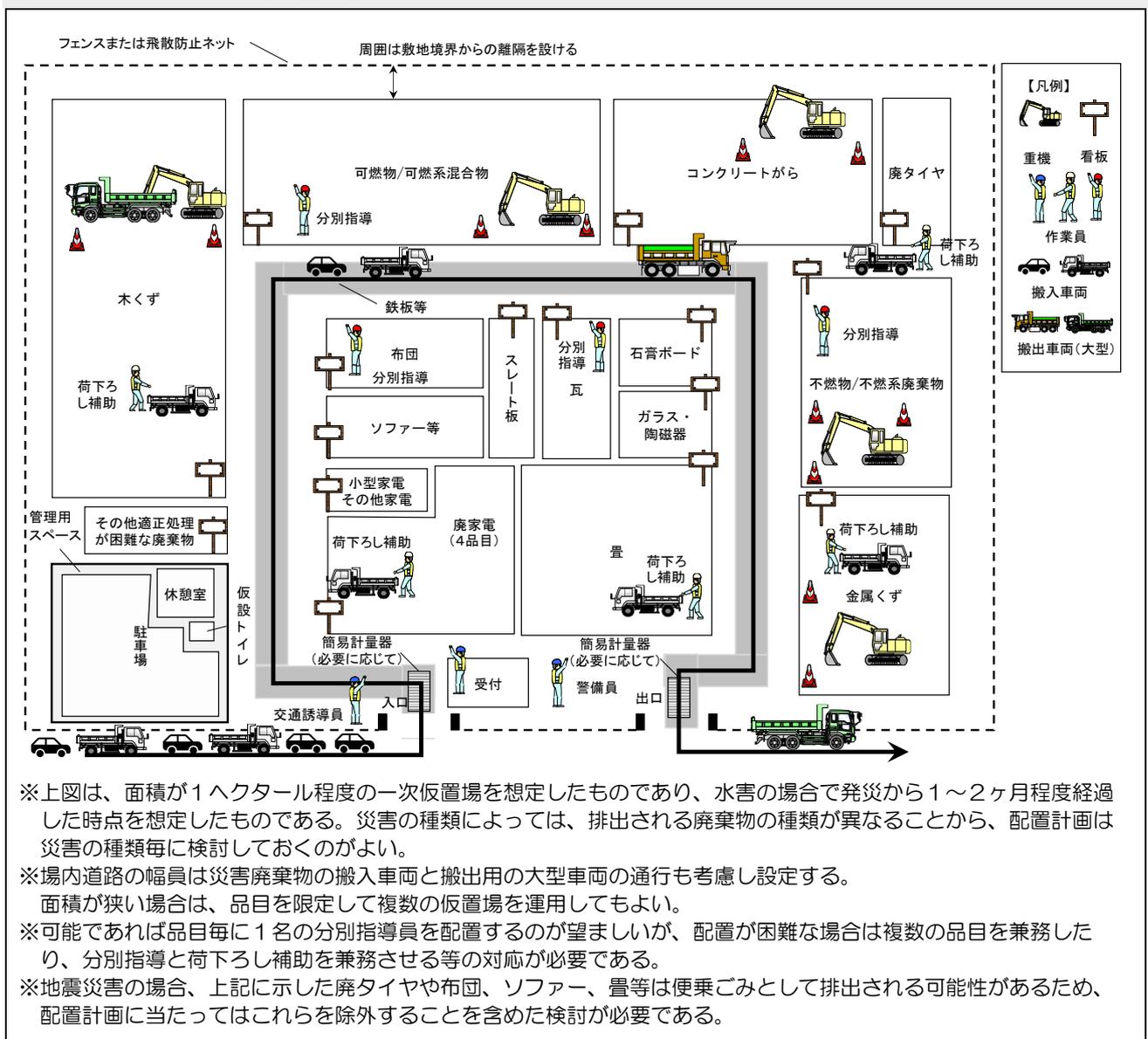
処分を委託された者が、一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。）を設置しようとする場合には、都道府県知事の許可を不要とし、届出で足りることとするものを。）を活用することで手続期間を短縮できる。ただし、本特例措置を適用するためには、処理施設が設置される市町村において、生活環境影響調査の結果を記載した書類の公衆への縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設の種類、縦覧の場所及び期間等について定めた条例を平時からあらかじめ制定しておくことが望ましい。

出典：「仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項」（災害廃棄物対策指針 技術資料 技 18-3）を元に一部加筆・修正

図表5-5 鉄板と砕石の利点・欠点

	鉄板	砕石
利点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運搬に時間を要するが、設置・撤去は早い</li> <li>・ 砕石と異なり、荷重を分散できるため、路盤の状態が悪くても設置可能（ただし、ある程度凸凹を均してから設置することが必要）</li> <li>・ 表面の清掃が容易</li> <li>・ 撤去後に廃棄物が残らない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自由に平面形状を作れる</li> <li>・ 災害時でも比較的容易に資材を確保することができる</li> </ul>
欠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発災時は需要が増大し、供給が逼迫することでリース費用が上昇する。</li> <li>・ 供給が逼迫すると確保に時間を要し、敷設までにぬかるみができる可能性がある</li> <li>・ 矩形のため、カーブ等の線形に追随しにくい</li> <li>・ 重ね合わせ部ができるため車両のパンクや作業員の怪我のリスクがある</li> <li>・ 返却時に損傷度に応じた修理費が必要となる場合がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 砕石が砕けると、隙間を伝って土が出てきて車両に泥が付着したり、晴れた日には乾いて粉塵が発生し、生活環境上支障が生じる可能性がある。そのため、路盤の状態によっては補修や複数回の再敷設が必要となる</li> <li>・ 撤去後の砕石の処分方法について検討することが必要であり、場合によっては最終処分費を要する</li> <li>・ 撤去時にすき取りによる廃棄物が増加する</li> </ul>

図表5-6 一次仮置場の配置計画（レイアウト）例



出典：「仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項」（災害廃棄物対策指針 技術資料 技 18-3）

### 【人員の確保】

- 仮置場の管理・運営のため、受付、車両の誘導及び災害廃棄物の荷下し補助、分別指導等を行うための職員を配置する。災害廃棄物の搬入量が多い時期には、少なくとも1つの仮置場で10名以上（交代要員を含む）の人数が必要となるため、庁内の人員だけで対応できない場合は、支援を要請して人員を確保する。支援が行われるまでは庁内の人員だけで仮置場の管理・運営を行う。
- 被災者の確認や搬入物が災害廃棄物であるかどうかの積荷チェック等、責任を伴う事項については本町の職員が対応に当たる。そのため少なくとも1名は本町の職員を配置する。
- 仮置場の管理・運営に必要な人員、資機材の確保について、「災害時における廃棄物処理に関する協定」に基づき、公益社団法人群馬県環境資源創生協会または一般社団法人群馬県環境保全協会に県をとおして支援を要請する。

#### 【分別の徹底、一次仮置場の管理】

- 災害廃棄物の分別の徹底は極めて重要であることから、住民や災害ボランティアに対して分別の必要性和分別方法を初動時に周知・広報して協力を得る。ただし、仮置場の管理に災害ボランティアを活用することは避ける。
- 仮置場内の配置が分かりやすいよう、配置図をホームページ等で事前配布又は入口で配布する。
- 仮置場内の分別品目毎の看板を作成し、設置する。
- 仮置場での受付時間は9～16時（12～13時は昼休憩）までを基本とし、季節に応じて適切な時間を設定する。発災から2週間は休み（受入停止）を設定しないが、2週間後以降は、毎週水曜日は休みとして、仮置場の整理・整頓を行う。

図表5-7 仮置場の管理方法

<p>災害廃棄物の積み上げ・スペースの確保・整理整頓</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員を配置して受付時の被災者の確認、積荷チェック、分別指導や荷下ろし補助、警備を行う。</li> <li>○ 廃棄物をショベルローダーやバックホウで5m程度まで積み上げる。</li> <li>○ 可燃系混合物は、必要に応じてバックホウのアタッチメント（アイアンクローなど）で粗破碎する。</li> </ul>
<p>作業員の安全管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 作業員は、防塵マスク、ヘルメット、安全靴、手袋、長袖を着用する。</li> </ul>
<p>仮置場の監視</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者以外からの災害廃棄物の搬入を防止するため、被災者の身分証や搬入申請書等を確認して搬入を認める。</li> <li>○ 生ごみや危険物等の不適切な廃棄物の搬入を防止するため、仮置場の入口に管理者を配置し、確認・説明を行う。</li> <li>○ 仮置場の受入時間を設定し、時間外は仮置場の入口を閉鎖する。</li> <li>○ 夜間の不適切な搬入や安全確認のため、パトロールを実施する。</li> </ul>
<p>災害廃棄物の数量管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日々の搬入・搬出管理（計量と記録）を行う。停電や機器不足により台貫等による計量が困難な場合は、搬入・搬出回数や集積した災害廃棄物の面積・高さを把握することで、仮置場で管理している廃棄物量とその出入りを把握する。</li> </ul>
<p>飛散防止策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 粉じんの飛散を防ぐため、散水を適宜実施する。</li> <li>○ ごみの飛散防止のため、覆い（ブルーシート等）をする。</li> <li>○ 仮置場の周辺への飛散防止のため、ネット・フェンス等を設置する。</li> </ul>
<p>漏水対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄物からの漏水、凍結による漏水対策として、必要最低限の敷鉄板の敷設やブルーシート等で直接土壌に排出されないように考慮する。</li> <li>○ 排水勾配を確保した仮置場のかさ上げや仮排水構造物等敷設で仮置場内の排水を行うことが望ましい。</li> </ul>
<p>火災防止対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 可燃物/可燃系混合物は、積み上げは高さ5m以下、災害廃棄物の山の設置面積を200m<sup>2</sup>以下、災害廃棄物の山と山との離間距離は2m以上とする。</li> </ul> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">出典：「仮置場の可燃性廃棄物の火災予防（第二報）」（震災対応ネットワーク（廃棄物・し尿等分野）、国立環境研究所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害廃棄物の堆積物の温度測定や切り替えしによる放熱を行う。</li> </ul>
<p>臭気・衛生対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 腐敗性廃棄物は長期保管を避け、優先的に焼却等の処理を行う。</li> <li>○ 殺虫剤等薬剤の散布を行う。</li> </ul>
<p>環境モニタリング</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要に応じて仮置場周辺での大気、騒音・振動、悪臭、水質等の環境モニタリングを実施する。</li> </ul>

#### 【処理先への搬出】

- 処理先へ搬出できるものは順次搬出して処理を行い、仮置場の空きスペースを確保する。

#### 【一次仮置場の原状復旧、返却】

- 仮置場の復旧は、原状回復が基本であるが、土地所有者等との返却時のルール等がある場合は、それらに基づき実施し、土地所有者へ返還する。詳細な返却ルールが決まっていない場合は、返却前に土地所有者等と協議し、地面の表面に残った残留物の除去や表土の入れ替え、必要に応じた土壌分析等を行う。

#### (2) 平時

- 仮置場の必要面積を考慮し、町内で偏りが生じないように、可能な限り地域毎に仮置場の候補地を選定しておく。なお、二次仮置場については、一次仮置場よりも広い面積の候補地を選定しておく。仮置場の候補地の選定に当たってのチェック項目は図表5-8に示すとおりである。
- 選定した仮置場の候補地はリストとして整理しておく。
- 「災害時における廃棄物処理に関する協定」について、群馬県と年に1回、協定内容等について確認する。

図表5-8 仮置場の候補地の選定に当たってのチェック項目

項目	条件	理由	
所有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公有地が望ましい（町有地、県有地、国有地）が望ましい。</li> <li>○ 地域住民との関係性が良好である。</li> <li>○ （私有地の場合）地権者の数が少ない。</li> </ul>	○ 災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため。	
面積	一次仮置場	○ 広いほどよい。（3,000m <sup>2</sup> は必要）	○ 適正な分別のため。
	二次仮置場	○ 広いほどよい。（10ha以上が好適）	○ 仮設処理施設等を設置する場合があるため。
平時の土地利用	○ 農地、校庭等は避けたほうがよい。	○ 原状復旧の負担が大きくなる。	
他用途での利用	○ 応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていないほうがよい。	○ 当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できないため。	
望ましいインフラ（設備）	○ 使用水、飲料水を確保できること。（貯水槽で可）	○ 火災が発生した場合の対応のため。 ○ 粉じん対策、夏場における熱中症対策のため。	
	○ 電力が確保できること。（発電設備による対応も可）	○ 仮設処理施設等の電力確保のため。	
土地利用規制	○ 諸法令（自然公園法、文化財保護法、土壤汚染対策法等）による土地利用の規制がない。	○ 手続、確認に時間を要するため。	
土地基盤の状況	○ 舗装されているほうがよい。 ○ 水はけの悪い場所は避けたほうがよい。	○ 土壌汚染、ぬかるみ等の防止のため。	
	○ 地盤が硬いほうがよい。	○ 地盤沈下が発生しやすいため。	
	○ 暗渠排水管が存在しないほうがよい。	○ 災害廃棄物の重量で暗渠排水管を破損する可能性があるため。	
	○ 河川敷は避けたほうがよい。	○ 集中豪雨や台風等増水の影響を避けるため。 ○ 災害廃棄物に触れた水が河川等へ流出することを防ぐため。	
地形・地勢	○ 平坦な土地がよい。起伏が少ない土地がよい。	○ 廃棄物の崩落を防ぐため。 ○ 車両の切り返し、仮置場のレイアウトの変更が難しいため。	
	○ 敷地内に障害物（構造物や樹木等）が少ないほうがよい。	○ 迅速な仮置場の整備のため。	
土地の形状	○ 変則形状でないほうがよい。	○ 仮置場の配置計画が難しいため。	
道路状況	○ 前面道路の交通量は少ないほうがよい。	○ 災害廃棄物の搬入・搬出は交通渋滞を引き起こすことが多く、渋滞による影響がその他の方面に及ばないようにするため。	
	○ 前面道路は幅員 6.0m以上がよい。二車線以上がよい。	○ 大型車両の相互通行のため。	
搬入・搬出ルート	○ 車両の出入口を確保できること。	○ 災害廃棄物の搬入・搬出のため。	
	○ 搬入・搬出の間口は 9.0m以上がよい。	○ 大型車両の交互通行のため。	
輸送ルート	○ 高速道路のインターチェンジ、緊急輸送	○ 広域輸送を行う際に効率的に災害	

項目	条件	理由
	道路、鉄道貨物駅、港湾(積出基地)に近いほうがよい。	廃棄物を輸送するため。
周辺環境	○ 住宅密集地でないこと、病院、福祉施設、学校に隣接していないほうがよい。 ○ 企業活動や農林水産業、住民の生業の妨げにならない場所がよい。	○ 粉じん、騒音、振動等による住民生活への影響を防止するため。
	○ 高速道路や鉄道路線に近接していないほうがよい。	○ 火災発生時の高速道路や鉄道への影響を防ぐため。
被害の有無	○ 各種災害(津波、洪水、液状化、土石流等)の被災エリアでないほうがよい。	○ 二次災害の発生を防ぐため。
その他	○ 道路啓開の優先順位を考慮する。	○ 早期に復旧される運搬ルートを活用するため。

出典：「仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項」(災害廃棄物対策指針 技術資料 技18-3)に基づき作成

## 第5節 処理・処分

災害廃棄物は、種類や性状に応じて破碎・選別や焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行う。可能な限り既存の廃棄物処理施設で処理し、本町内で処理しきれない場合には、県内市町村の支援による処理及び県内の事業者による処理を行う。

処理方法や処理業務の発注については、生活環境に支障が生じないように廃棄物処理法等の関連法令に従い、適正に処理することを基本とし、再生利用の推進と最終処分量の削減、処理のスピード及び費用の点を含めて総合的に検討して決定する。

### (1) 災害時

#### 【処理・処分】

- 選別・破碎や焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行う。中間処理、最終処分は可能な限り既存の処理施設で行う。公共の処理施設で処理できないものについては、民間事業者に処理を委託する。

### (2) 平時

#### 【廃棄物の種類毎の処理方法の検討】

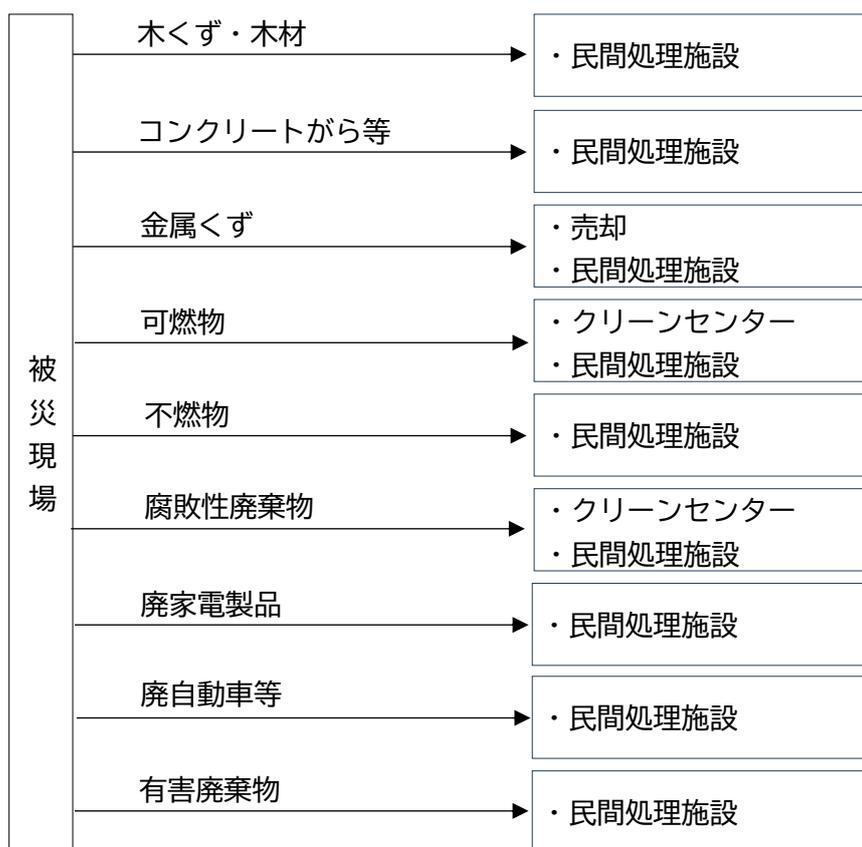
- 可能な限り再生利用することを基本とし、廃棄物(選別後)の種類毎に処理方法を検討しておく。
- 焼却処理、最終処分は可能な限り既存の処理施設で行う。公共の処理施設で処理できないものについては、民間事業者に処理を委託したり、県を通して県内又は県外での処理を要請する。

図表5-9 廃棄物(選別後)の種類毎の処理方法の考え方

種類	処理方法の考え方
木くず 木材	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 破碎処理や焼却処理をする。</li> <li>○ 家屋の柱や倒木は、リサイクル材としての価値が高いため、極力リサイクルに努める。</li> <li>○ 合板くずや小片木くずは、サーマル原料等により極力リサイクルに努める。</li> <li>○ 木材を破碎すると、発酵して品質が悪化するため、長期間保存ができない。</li> <li>○ 再生利用先の受入条件の調整が必要である。</li> <li>○ 木くず・木材は、水に濡れると腐敗による悪臭が発生し、リサイクルが困難となる場合があるため、保管の方法や期間には注意が必要である。</li> </ul>

種類	処理方法の考え方
コンクリートがら等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 破碎処理を行う。</li> <li>○ 極力土木資材としてのリサイクルに努める。</li> <li>○ コンクリートがらは路盤材等としてリサイクルできるが、路盤材の需要を上回る量のコンクリートがらを処理すると、路盤材としてすぐに利用できない。路盤材としてすぐに利用できない場合は、コンクリートがらを仮置場で保管する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ガラス・陶磁器くず：極力土木資材としてのリサイクルに努める。リサイクルできないものは埋立処分する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スレート板：石綿が含有されているおそれがあるため、シート掛け等して石綿が飛散しないように保管する。リサイクルできないものは埋立処分する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土砂混じりがれき：ふるい選別等により土木資材、セメント原料としてのリサイクルに努める。</li> </ul>
金属くず	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 有価での売却を基本とするが、選別が困難である等によりリサイクルできないものは埋立処分する。</li> </ul>
可燃物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 布団・カーペット類：切断後、焼却処理を行う。水分を含んだ布団は、破碎が難しく燃えにくいいため、乾燥等を行う必要がある。</li> <li>○ プラスチック類：極力セメント原燃料等にリサイクルし、リサイクルできないものは焼却処理する。</li> </ul>
不燃物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 破碎選別、磁力選別、手選別等により選別の精度を向上し、極力リサイクルに努め、残さは埋立処分する。</li> <li>○ 瓦：屋根瓦は、高い透水性があり、砂利等へリサイクルできる。処分費用及び環境負荷を低減できることから、極力リサイクルに努める。リサイクルできないものは埋立処分する。</li> </ul>
腐敗性廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水害で発生する腐敗性廃棄物は、汚水を含み重量が増加する。水に濡れると腐敗による悪臭が発生するため、優先的に処理を行う。</li> <li>○ 畳：仮置場から優先的に搬出後に切断等を行い、セメント原燃料等にリサイクルする。リサイクルできないものは焼却処理する。水に浸かった畳は、発酵し火災が発生するおそれがあるため、仮置場内での保管に注意し、優先的に搬出する。</li> <li>○ 食品：食品・飼肥料工場等から発生する原料及び製品等は、所有者が優先的に焼却等の処理を行う。</li> </ul>
土砂 津波堆積物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津波堆積物：ふるい選別等により土木資材、セメント原料としてのリサイクルに努める。</li> </ul>
廃家電製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目は、家電リサイクル法に従い、引き取り業者へ引き渡すことを原則とする。4品目以外の電気製品については、破碎して金属等のリサイクルに努める。</li> <li>○ 水害で発生する泥が付着した廃家電製品は、リサイクルが困難となる場合があるので、洗浄等することでリサイクルに努める。</li> </ul>
廃自動車等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自動車は自動車リサイクル法に従い、所有者が引き取り業者へ引き渡すことを原則とする。</li> <li>○ 水害により車内に土砂が堆積した場合は、土砂を取り除いてから搬出するように努める。</li> </ul>
廃船舶 有害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所有者が専門の事業者へ依頼し、極力リサイクルに努める。</li> <li>○ 農薬・化学薬品、石綿含有廃棄物、感染性廃棄物等は分別して保管し、専門の事業者で処理を行う。</li> <li>○ PCB 廃棄物は、PCB 特別措置法に従い、保管事業者が適正に処理を行う。</li> </ul>

図表5-10 災害廃棄物の処理フロー



※処理方法については、図5-9のとおり

### 第6節 適正処理が困難な廃棄物等への対応

生活環境の保全及び作業環境安全の観点から、適正処理が困難な廃棄物は他の災害廃棄物と分けて収集し、専門機関、専門処理業者へ委託して適正に処理する。また、発災後に環境省から発出される事務連絡等を参考にして適切に対応する。

図表5-11 適正処理が困難な廃棄物の処理方法の例

項目	想定される処理ルート・留意点等
石綿含有廃棄物等	<p><u>処理ルート</u></p> <p>○ 回収した石綿含有廃棄物等は、プラスチックバッグやフレコンバッグで、二重梱包や固化により飛散防止措置を行ったうえで、管理型最終処分場において埋立処分、あるいは溶融による無害化処理を行う。</p> <p><u>取り扱いにおける留意点</u></p> <p>○ 廃石綿等については、特別管理産業廃棄物処分業者に引き渡すに当たり、固化、薬剤による安定化後、耐水材料による二重梱包を行う。</p>
石膏ボード	<p><u>処理ルート</u></p> <p>○ 管理型最終処分場にて最終処分する。</p> <p>○ 中間処理により石膏粉と紙くずに分離し、石膏粉を再資源化、紙くずを焼却する。</p> <p><u>留意点</u></p> <p>○ 建築物に使用されている石膏ボードの中には、石綿、砒素、カドミウムといった有害</p>

	物質が含まれる製品が一部存在するため、発覚した際は適切に処理・処分し、必要に応じて環境モニタリングを実施する。
ガスボンベ	<p><u>処理ルート</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 容器の記載から、ボンベの所有者が確認できる場合は、そのガス会社に連絡して引き取ってもらう。</li> <li>○ 文字が消える等所有者が確認できない場合は、一般ガスであれば群馬県高圧ガス溶材協会、LPガスについては一般社団法人群馬県LPガス協会などへ連絡し回収方法を確認する。</li> </ul> <p><u>留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取扱いにおいて、ボンベの破裂に注意する。</li> </ul>
消火器	<p><u>処理ルート</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般社団法人日本消火器工業会「消火器回収システム」加盟販売店における消火器取扱窓口処理業者を聴取し、引渡すことでリサイクルを行う。</li> </ul> <p><u>留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 問合せや特定窓口の照会に、(株)消火器リサイクル推進センターが対応してもらえるよう、平時より協議・調整しておく。</li> <li>○ 被災後に発生する消火器のうち、一時的に泥中に埋まっていた消火器は使用時に内圧が詰まり破裂の危険性がある。</li> <li>○ エアゾール式消火具や外国製消火器は消火器回収システムの対象外となるため、スプレー缶等と同様に処理する。</li> </ul>
廃置	<p><u>処理ルート</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間リサイクル施設で再生プラスチック燃料（RPF）として再生する。</li> <li>○ 選別後に可燃物として処理する。</li> <li>○ セメント原燃料とする。</li> </ul> <p><u>保管における留意点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重ねて積み上げることで、発火することがある。</li> <li>○ 破碎・選別や積み上げが困難であることから、仮置場を広く占有することがあるため、可能な限り十分なスペースを確保する。</li> </ul>

## 第7節 損壊家屋等の撤去等

### (1) 災害時

#### 【通行の支障や倒壊の危険がある建物等の撤去】

- 損壊家屋等は私有財産であるため、その撤去・処理・処分は原則として所有者が実施する。しかし、通行上の支障や現地調査による応急危険度判定の結果、倒壊の危険がある建物については、所有者の意思を確認した上で、適切な対応を行うものとする。なお、公共施設や大企業の建物の撤去についてはそれぞれの管理者の責任で実施する。

#### 【体制の構築】

- 損壊家屋の撤去等には、設計・積算・現場管理等の知識が必要となることから、土木・建築職を含めた体制を構築する。
- 損壊家屋等の撤去等は、事業者業務委託する。

【申請方法の広報、申請窓口の設置】

- 損壊家屋の撤去等に係る申請方法を被災者に広報し、可能であれば災証明の発行拠点に損壊家屋等の撤去等申請窓口を設置する。

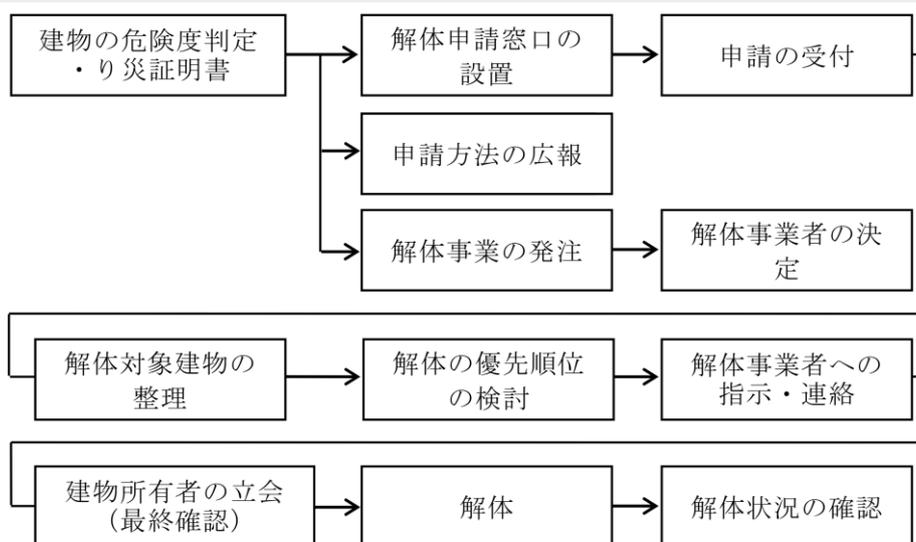
【損壊家屋等の解体】

- 災害の状況に応じて示される国の方針に基づき、損壊家屋の撤去又は解体を行う。過去に阪神・淡路大震災や東日本大震災、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年台風第 15 号・第 19 号、令和 6 年能登半島地震において、国が特例の財政措置を講じ、半壊以上の建物の解体についても国庫補助の対象となった事例もある。
- 損壊家屋の撤去等の実施に当たっては、建物所有者の立会いを原則とする。
- 建物内に残存する貴重品や思い出の品等については、撤去等の前に所有者に引き渡す。
- 台帳等を利用して石綿の使用情報や危険物の混入状況等について、損壊家屋等の所有者等から情報を集約し、損壊家屋等の解体や災害廃棄物の撤去を行う関係者へ周知して、関係者へのばく露を防ぐ。
- 石綿については、大気汚染防止法、災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改定版）に基づき、適正に取扱うよう解体業者に対し指導を徹底する。
- 高圧ガスボンベ（LP ガス等）、フロン類が使用されている機器、太陽光発電設備、大型蓄電池等についても、損壊家屋等の撤去又は解体や災害廃棄物の撤去を行う関係者へ注意を促す。

(2) 平時

- 財政部局や建設部局等と連携して、り災証明、解体申請、解体事業発注、解体状況の確認等についての手順や手続きを整理するとともに、庁内の連携体制を整える。
- 損壊家屋等の撤去等の実施に当たっては、損壊家屋等の権利関係や正確な延べ床面積の把握等が必要となるため、り災証明書の発行業務と連携した体制を検討しておく。
- 石綿の使用状況について、公共施設の管理者等から情報を収集する。

図表 5-12 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）を行う場合の手順例



出典：「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」（平成 30 年 3 月、環境省東北地方環境事務所・関東地方環境事務所）

図表5-13 石綿の飛散防止に関する注意点

木造	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 結露の防止等の目的で吹付け材を使用している場合があるため、木造建築物においては、「浴室」「台所」及び「煙突回り」を確認する。</li> <li>○ 非飛散性であるが、屋根・天井・壁の成型板も確認する。</li> </ul>
鉄骨造	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 耐火被覆の確認を行う。</li> <li>○ 書面検査で石綿の不使用が確認されない場合、耐火被覆が施工されていれば鉄骨全面に施工されている可能性が高いため、棒等を使用して安全に配慮して試料採取・分析確認を行う。</li> </ul>
鉄骨・鉄筋コンクリート造	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機械室（エレベータ含む）、ボイラー室、空調設備、電気室等は、断熱・吸音の目的で、石綿含有吹付けの施工の可能性が高いため確認する。</li> <li>○ 外壁裏打ち、層間塞ぎ、パイプシャフト、エレベータシャフト、最上階天井裏等も注意する。</li> </ul>
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 空調機・温水等の配管、煙突等の保温材・ライニング等を可能な範囲で把握する。</li> </ul>

出典：「災害廃棄物対策指針」より作成

## 第8節 処理業務の進捗管理

### (1) 災害時

#### 【計量等の記録】

- 災害廃棄物の仮置場への搬入・搬出量を車両の台数や計量器で計量し、記録する。また、解体家屋数、処分量等を把握し、進捗管理を行う。（図表5-14）
- 災害廃棄物を仮置場から搬出する際は、管理伝票を用いて処理量、処理先、処理方法等を把握する。

図表5-14 記録の種類

仮置場の搬入・搬出における記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 搬入・搬出重量及び車両台数、種類別・積載量、発生元の地域、搬出先等</li> <li>○ 車両の写真、日毎の作業員数・施工状況写真</li> <li>○ 災害廃棄物の集積面積・高さによる推計量の変化</li> </ul>
処理における記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 種類別処理方法別（焼却、リサイクル、最終処分）の処理前・処理後の数量</li> </ul>

#### 【処理の進捗管理】

- 処理の進捗管理に係る人員が不足する場合は、事業者への進捗管理業務の委託を検討する。県は、本町から報告を受け、災害廃棄物処理の進捗状況を把握する。

#### 【災害報告書の作成】

- 災害廃棄物の処理と並行して、災害廃棄物処理に係る国庫補助（災害等廃棄物処理事業費補助金、廃棄物処理施設災害復旧事業）申請の準備を行う。
- 申請の準備を行うために、「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」（平成26年6月）を熟読する。
- 補助金の事務を円滑に進めるために、災害廃棄物の数量や仮置場の写真、作業日報（作業日、作業員数、重機種類・台数、運搬車両種類・台数等を記載）、事業費算出の明細等を整理する。
- 災害廃棄物処理に係る国庫補助の事務について必要な知識を有する職員を配置する。

## 第6章 教育訓練

### 第1節 職員への教育訓練

本計画が災害時に有効に活用されるよう記載内容を職員に周知する。

また、災害時に速やかに行動できるよう、教育・訓練を定期的に行ったり、国や県が実施する教育訓練に参加することで、災害対応力の向上を図る。なお、教育訓練によって得られた課題は、本計画の見直しに活用する。

#### 【訓練、演習の方法】

- 毎年、担当者による災害廃棄物処理計画の周知、読み合わせを行う
- 国や県と連携し、災害廃棄物処理に関するセミナー、講演会、図上演習、勉強会などに参加する

### 第2節 経験の継承

災害における災害廃棄物処理の初動期から復旧・復興期までの行動を記録し、経験を継承することにより、今後の災害に備え、災害時の円滑かつ迅速な対応に活かす。

## 第7章 災害廃棄物対策の推進・計画の見直し

平時から災害廃棄物処理に係る備えを進め、県・他市町村・事業者・住民の連携により災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を通じて早期の復旧・復興につなげるとともに、環境負荷の低減、経済的な処理を実現する。

### (1) 災害廃棄物処理計画による実効性の向上

- 本計画を通じて庁内及び県、他市町村、事業者、住民とともに災害への備えの重要性を共有し、それぞれの行動につなげるよう働きかける。
- 災害廃棄物処理に関連してBCPを策定し、災害時の行動の強化を図る。
- 本計画の内容、役割分担等について、毎年、担当者による確認を行う。

### (2) 情報共有と教育・訓練の実施

- これまでの災害廃棄物処理の経験を継承し、経験を活かしていくことで、今後の災害廃棄物処理に係る対応力の向上につなげる。
- 県、他市町村、事業者等の関係者との情報共有・コミュニケーションを図り連携を強化するとともに、目的に応じた効果的な教育・訓練を定期的実施する。

### (3) 進捗管理・評価による課題の抽出

- 災害廃棄物処理に備えた体制を構築していくため、県や事業者その他の関係機関・関係団体との連絡を密にする。教育・訓練履修者の数や仮置場の候補地の選定等の進捗状況を毎年確認するとともに、県等と課題を共有し、評価・検討を通じて対応能力の向上を図る。
- 災害時の初動期から復旧・復興期までの行動を記録し、災害廃棄物処理における課題の抽出を行う。

### (4) 災害廃棄物処理計画の見直し

- 本計画の実効性を高めるため、下記に該当する場合は、計画の見直しの必要性を検討し、適宜改定を行う。

#### 【本計画の見直しを行う場合】

- 地域防災計画や被害想定が修正された場合
- 関係法令（災害対策基本法、廃棄物処理法等）や関連計画、対策指針が改正された場合
- 災害廃棄物処理の教訓や課題、対策事例等の情報を収集し、改善点が見られた場合
- 教育・訓練を通じて、本計画の内容に改善点が見られた場合
- 災害廃棄物処理に関する市町村間の協定や事業者との協定等の内容及び実効性を確認し、見直しが必要と判断された場合
- その他本計画の見直しが必要と判断された場合

巻末資料

資料1 災害廃棄物等の発生量の推計方法

1 災害廃棄物発生量推計式の種類と推計方法

(1) 災害廃棄物発生量推計式の種類

災害廃棄物発生量の推計式は、災害の規模（被害棟数により区分）や対象とする廃棄物（災害廃棄物全体量、片付けごみ発生量、津波堆積物）、災害の種類（地震災害（揺れ）、地震災害（津波）、水害、土砂災害）に応じて、適当な推計式を用いる。巻末図表1に推計式の種類とその適用範囲を示す。

巻末図表1 推計式の種類とその適用範囲

種類	区分		地震被害 (揺れ)	水害	土砂災害
災害廃棄物 全体量	住家・ 非住家 全壊棟数	10棟未満	3,000トン	900トン	3,000トン
		10棟以上	推計式【1】		
片付けごみ 発生量	住家・ 非住家 被害棟数	1,000棟未満	700トン程度	500トン程度	
		1,000棟以上	推計式【2】		

(2) 災害廃棄物全体量 推計式【1】

1) 算出の基となるデータ等

- ① Y = 災害廃棄物全体量 (トン)
- ② Y1 = 建物解体に伴い発生する災害廃棄物量 (トン)
- ③ Y2 = 建物解体以外に発生する災害廃棄物量 (トン)
- ④ X1 = 住家全壊棟数
- ⑤ X2 = 非住家全壊棟数
- ⑥ X3 = 住家半壊棟数
- ⑦ X4 = 非住家半壊棟数
- ⑧ a = 災害廃棄物発生原単位 (トン/棟) :  $A1 \times a1 \times r1 + A2 \times a2 \times r2$
- ⑨ A1 = 1棟当たりの床面積 (木造・㎡/棟) : 総務省「固定資産の価格等の概要調書」等から
- ⑩ a1 = 0.5トン/㎡ : 木造建物発生原単位
- ⑪ r1 = 91.3% (群馬県) : 解体棟数の構造内訳 (木造)
- ⑫ A2 = 1棟当たりの床面積 (非木造・㎡/棟) : 総務省「固定資産の価格等の概要調書」等から
- ⑬ a2 = 1.2トン/㎡ : 非木造建物発生原単位
- ⑭ r2 = 8.7% (群馬県) : 解体棟数の構造内訳 (非木造)
- ⑮ b1 = 0.75 (地震)、0.5 (水害・土砂災害) : 全壊建物解体率
- ⑯ b2 = 0.25 (地震)、0.1 (水害・土砂災害) : 半壊建物解体率
- ⑰ CP = 53.5トン/棟 (地震)、30.3トン/棟 (水害)、164トン/棟 (土砂災害) : 片付けごみを含む公物等量

## 2) 推計式

- ① 災害廃棄物発生原単位 (トン/棟)

$$a = A1 \times a1 \times r1 + A2 \times a2 \times r2$$

- ② 建物解体に伴い発生する災害廃棄物量 (トン)

$$Y1 = (X1 + X2) \times a \times b1 + (X3 + X4) \times a \times b2$$

- ③ 建物解体以外に発生する災害廃棄物量 (トン)

$$Y2 = (X1 + X2) \times CP$$

- ④ 災害廃棄物全体量

$$Y = Y1 + Y2$$

※半壊建物の解体廃棄物进行处理しない場合は半壊建物解体率をゼロに設定するなど実態に合わせて調整する

## (3) 片付けごみ量 推計式【2】

### 1) 算出の基となるデータ等

- ① C = 片付けごみ発生量 (トン)

- ② X1 = 住家全壊棟数

- ③ X2 = 非住家全壊棟数

- ④ X3 = 住家半壊棟数

- ⑤ X4 = 非住家半壊棟数

- ⑥ X5 = 住家一部損壊棟数

- ⑦ X6 = 床上浸水棟数

- ⑧ X7 = 床下浸水棟数

- ⑨ c = 2.5トン/棟 (地震)、1.7トン/棟 (水害・土砂災害) : 片付けごみ発生原単位

## 2) 推計式

- ① 片付けごみ発生量 (地震)

$$C = (X1 + X2 + X3 + X4 + X5) \times c$$

- ② 片付けごみ発生量 (水害・土砂災害)

$$C = (X1 + X2 + X3 + X4 + X5 + X6 + X7) \times c$$

## 2 避難所ごみの発生量の推計方法

### (1) 推計式

$$\text{避難所ごみ発生量 (トン/日)} = \text{避難者数 (人)} \times \text{発生原単位 (トン/人・日)}$$

### (2) 設定数値

$$0.0477 \text{ (トン/日)} = 53 \text{ (人)} \times 0.0009 \text{ (トン/人・日)}$$

$$\text{避難者数 } 52.2 \text{ (人)} \div 53 \text{ (人)}$$

出典：神流町地域防災計画（総則 表8）

$$\text{通常時収集量 } 466 \text{ トン/年} \div \text{人口 } 1,519 \text{ 人} \div 366 \text{ 日} = \\ 0.000838 \text{ トン/人・日} \div 0.0009 \text{ トン/人・日}$$

出典：令和6年度一般廃棄物処理実態調査

巻末図表 2 町民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（粗大ごみを除く）

	令和 6（2024）年度
総人口（人）	1,519
家庭系ごみ排出量（トン/年）	455
町民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（トン/人・年）	0.299

※注）粗大ごみ以外の家庭系ごみを対象とし、令和 6（2024）年度の収集実績をもとに設定。

### 3 し尿の発生量の推計方法

#### (1) 推計式

し尿収集必要量

$$= \text{災害時におけるし尿収集必要人数} \times \text{1人1日平均排出量}$$

$$= (\text{①仮設トイレ必要人数} + \text{②非水洗化区域し尿収集人口}) \times \text{1人1日平均排出量}$$

$$\text{①仮設トイレ必要人数} = \text{避難者数} + \text{断水による仮設トイレ必要人数}$$

断水による仮設トイレ必要人数

$$= (\text{水洗化人口} - \text{避難者数}) \times (\text{水洗化人口} / \text{総人口}) \times \text{上水道支障率} \times 1/2$$

$$\text{②非水洗化区域し尿収集人口} = \text{汲取人口} - \text{避難者数} \times (\text{汲取人口} / \text{総人口})$$

#### (2) 設定数値

220.34 (L)

$$= 129.61 (\text{人}) \times 1.7 (\text{L})$$

$$= (\text{①}106.69 (\text{人}) + \text{②}22.92 (\text{人})) \times 1.7 (\text{L})$$

$$\text{①}106.69 = 53 (\text{人}) + 53.69 (\text{人})$$

断水による仮設トイレ必要人数 53.69 (人)

$$= (1,304 (\text{人}) - 53 (\text{人})) \times (1,304 (\text{人}) / 1,519 (\text{人}))$$

$$\times 10\% \times 1/2$$

$$\text{②非水洗化区域し尿収集人口} 22.92 (\text{人})$$

$$= 215 (\text{人}) - 53 (\text{人}) \times (215 (\text{人}) / 1,519 (\text{人}))$$

出典：「災害廃棄物対策指針」技術資料【技 1-11-1-2】

令和 6 年度簡易水道統計

令和 6 年度一般廃棄物処理実態調査

## 資料2 仮置場の候補地リスト

巻末図表3 仮置場の候補地リスト

No.	名称	所管	敷地面積	有効面積	他の用途指定
1	神流町総合グラウンド	教育委員会	0.60ha	0.06ha	仮設住宅・ヘリポート
2	神流町宮地グラウンド	教育委員会	0.41ha	0.41ha	仮設住宅・ヘリポート
合計			1.01ha	1.01ha	—

資料3 一次仮置場の設置・管理・運営に必要な資機材

巻末図表4 仮置場に必要な資機材リスト

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
設置	敷鉄板、砂利	大型車両の走行、ぬかるみ防止		○
	マグネット付のバックホウ等	敷鉄板の敷設		○
	出入口ゲート、チェーン、南京錠	保安対策（進入防止）、不法投棄・盗難等の防止	○	
	案内板、立て看板、場内配置図、告知看板	運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分の表示、お知らせ・注意事項の表示等	○	
	コーン標識、ロープ	仮置き区域の明示、重機の可動範囲・立ち入り禁止区域の明示等の安全対策		○
	受付	搬入受付	○	
処理	フォーク付のバックホウ等	災害廃棄物の粗分別、粗破碎、積み上げ、搬出車両の積み込み	○	
	マグネット、スケルトン			○
	移動式破碎機	災害廃棄物の破碎		○
	運搬車両（パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等）	災害廃棄物の搬入・搬出	○	
作業員	保護マスク、めがね、手袋、安全（長）靴、耳栓	安全対策、アスベスト吸引防止	○	
	休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ	職員のための休憩スペース、トイレ		○
	クーラーボックス	職員の休憩時の飲料水の保管		○
管理	簡易計量器	災害廃棄物の搬入・搬出時の計量		○
	シート	土壌汚染の防止、飛散防止		○
	仮囲い	飛散防止、保安対策、不法投棄・盗難防止、騒音低減、景観への配慮		○
	飛散防止ネット	飛散防止		○
	防塵ネット	粉じんの飛散防止		○
	タイヤ洗浄設備、散水設備・散水車	粉じんの飛散防止		○
	発電機	電灯や投光機、水噴霧のための電力確保、職員の休憩スペースにおける冷暖房の稼働用		○
	消臭剤	臭気対策		○
	殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤	害虫対策、害獣対策		○
	放熱管、温度計、消火器、防火水槽	火災発生防止（堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素濃度の測定）		○
	掃除用具	仮置場その周辺の掃除（美観の保全）		○

※本資料の出典：「必要資機材」（災害廃棄物対策指針 技術資料 技 17-1）

巻末図表5 災害等廃棄物処理事業費補助金

1. 目的

暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、「災害等廃棄物処理事業費補助金」により被災市町村を財政的に支援することを目的。(タイトルの「等」は災害起因以外の漂着被害を指す。)

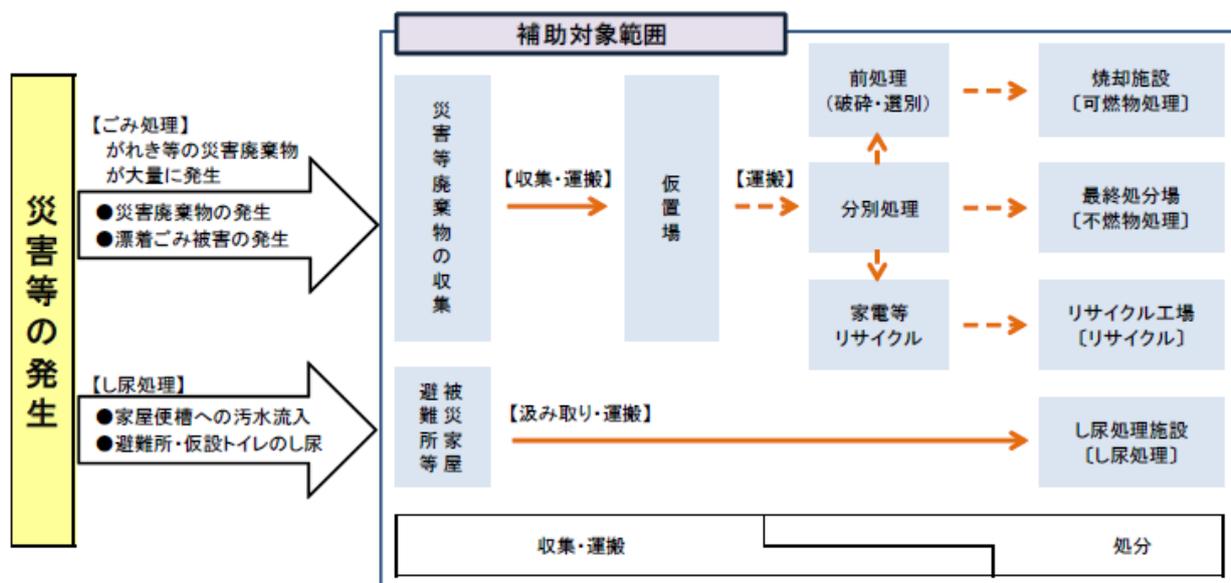
2. 事業主体

市町村(一部事務組合、広域連合、特別区を含む)

3. 対象事業

- 市町村が災害(暴風、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害)その他の事由(災害に起因しないが、海岸法(昭和31年法律第101号)第3条に定める海岸保全区域以外の海岸における大量の廃棄物の漂着被害)のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業。
- 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。
- 特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく避難所の開設期間内のもの。

【災害等廃棄物処理事業の業務フロー】



4. 要件

事業費総額が指定市で 80 万円以上、市町村で 40 万円以上であること

5. 補助率

1 / 2

6. その他

本補助金の補助うら分に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は1割程度となる。

【総事業費と補助金額、特別交付税措置の負担割合のイメージ】

総事業費		
国庫補助対象事業費 = 100		対象外 = $\alpha$
国庫補助率 1 / 2 = 50	補助うら8割(特別交付税) = $50 \times 0.8 = 40$	市町村負担 = $10 + \alpha$

※「補助率 1 / 2、補助うら 8 割」は国庫補助対象事業費を 100 としてのものである。

出典：「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」（平成 26 年 6 月）

「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」（平成 30 年 3 月、環境省東北地方環境事務所・関東地方環境事務所）

## 巻末図表6 廃棄物処理施設災害復旧事業

### 1. 目的

災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧すること及び応急復旧する。

### 2. 事業主体

地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合。広域連合を含む）、廃棄物処理センター・PFI 選定事業者・広域臨海環境整備センター、日本環境安全事業株式会社※産業廃棄物処理施設、PCB 廃棄物処理施設の被害にあっては環境省環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官付ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室、広域廃棄物埋立処分場の被害にあっては同企画課において実地調査等を担当する。

### 3. 対象事業

災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧すること及び応急復旧事業。

### 4. 補助率

1/2

### 5. その他

地方負担分に対して起債措置がなされた場合、元利償還金について普通交付税措置（元利償還金の47.5%（財政力補正により85.5%まで））

出典：「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」（令和5年12月）

「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」（平成30年3月、環境省東北地方環境事務所・関東地方環境事務所）

神流町災害廃棄物処理計画

---

発行 令和 8（2026）年 3 月

編集 神流町 住民生活課

〒370-1592

住所 群馬県多野郡神流町大字万場 90 番地 6

TEL 050-3665-0340（住民生活課直通） FAX 0274-57-2715

E-mail [kankyou@town.kanna.gunma.jp](mailto:kankyou@town.kanna.gunma.jp)

---